

もくじ

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 子どもを取り巻く環境	2
1. 少子化の動向	2
(1) 人口の推移	2
(2) 川崎町の将来推計人口	3
(3) 児童人口の推移と今後の推計	4
(4) 出生数・率の推移	5
(5) 死亡数・率の推移	6
(6) 人口動態の推移	7
(7) 婚姻・離婚件数の推移	8
(8) 婚姻率・離婚率の推移	9
(9) 年齢階級別未婚率	10
2. 家族や地域の状況	12
(1) 世帯の動向	12
(2) 世帯構成の推移	13
(3) 家族構成	14
(4) 18歳未満の児童のいる世帯数	14
(5) 母子・父子世帯の状況	14
(6) 産業別就業人口	15
(7) 女性年齢階級別就労率	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1. 基本理念	17
2. 基本的な視点	17
3. 基本目標	19
4. 施策の体系	20

第2部 各論

第1章 地域における子育ての支援	21
1. 地域における子育て支援サービスの充実	21
2. 保育サービスの充実	29
3. 子育て支援ネットワークづくり	33
4. 児童の健全育成	34
第2章 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進	35
1. 乳幼児健診の充実	35
2. 「食」に関する学習機会の充実	38
3. 「性」に関する正しい知識の普及	39
4. 小児医療の充実	40
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備	41
1. 次代の親の育成	41
2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	42
3. 家庭や地域の教育力の向上	43
第4章 子育てを支援する生活環境の整備	44
1. 良好な居住環境の確保	44
2. 安全な道路交通環境の整備	45
3. 安全・安心まちづくりの推進等	46
第5章 職業生活と家庭生活との両立支援	47
1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	47
2. 仕事と子育ての両立支援	48

第6章 子ども等の安全の確保 49

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 49
2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等 50
3. 被害に遭った子どもの保護の推進 51

第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな 取り組みの推進 52

1. 児童虐待防止対策の充実 52
2. 母子家庭等の自立支援の推進 53
3. 障がい児施策の充実 54

第8章 計画の推進体制 55

1. 庁内推進体制 55
2. 住民と関係機関などと連携した推進体制 55

資 料 編

- 資料1 川崎町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 57
- 資料2 川崎町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 59
- 資料3 川崎町の子育て支援に関する調査—報告書— 60
- 資料4 川崎町の子育て支援に関する調査—調査項目— 76

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

全国では、平成17年に人口形態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録し、「日本の将来推計人口」（平成18年12月発表）で2055年の合計特殊出生率が1.26とされ、今後一層、少子化・高齢化が進行するとの見通しが示されました。

このため、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略（平成19年12月27日少子化社会対策会議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）が相次いで発表されており、国における次世代育成支援の新たな方向性や目標が示されました。

川崎町では、平成14年12月に子ども計画策定協議会の提言「川崎町子どもプラン（平成14年3月）」を受けて、「川崎町子ども育成基本計画」を策定しました。この計画と次世代育成支援対策推進法に基づき、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため、平成17年3月に川崎町次世代育成支援対策（前期）行動計画を策定し、次世代育成支援対策を推進してきたところです。

本計画は、次世代育成支援対策推進法で5年毎に計画を見直すこととされており、次世代育成支援対策に関わる施策、事業を総合的かつ効果的に推進していくため、前期計画に関する必要な見直しを行い、後期計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画であり、川崎町の基本構想である「第4次川崎町総合計画」の部門別計画として位置づけられています。

3. 計画の期間

この計画は、5年を1期とし、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として策定します。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
次世代育成支援対策 行動計画	初回策定		第1期計画期間(前期計画)					見直し 期間	第2期計画期間(後期計画)				

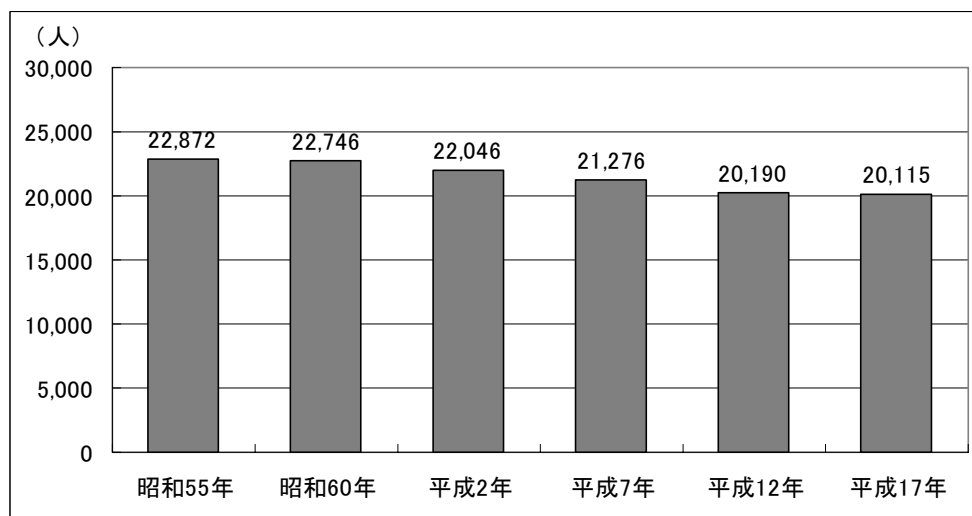
第2章 子どもを取り巻く環境

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

国勢調査によると、平成17年10月1日現在、川崎町の人口は、20,115人となっています。人口推移をみると昭和30年から35年までの時期は、人口は3万人を超えていましたが、現在は約2万人でほぼ横ばいの傾向となっています。

◆人口の推移



資料：国勢調査

また、平成17年の年齢3区分別人口割合を全国・福岡県と比較すると、生産年齢人口（15～64歳）が全国・福岡県より低く、年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）が高くなっています。

◆年齢3区分別人口割合（全国・福岡県との比較）

[単位：人]

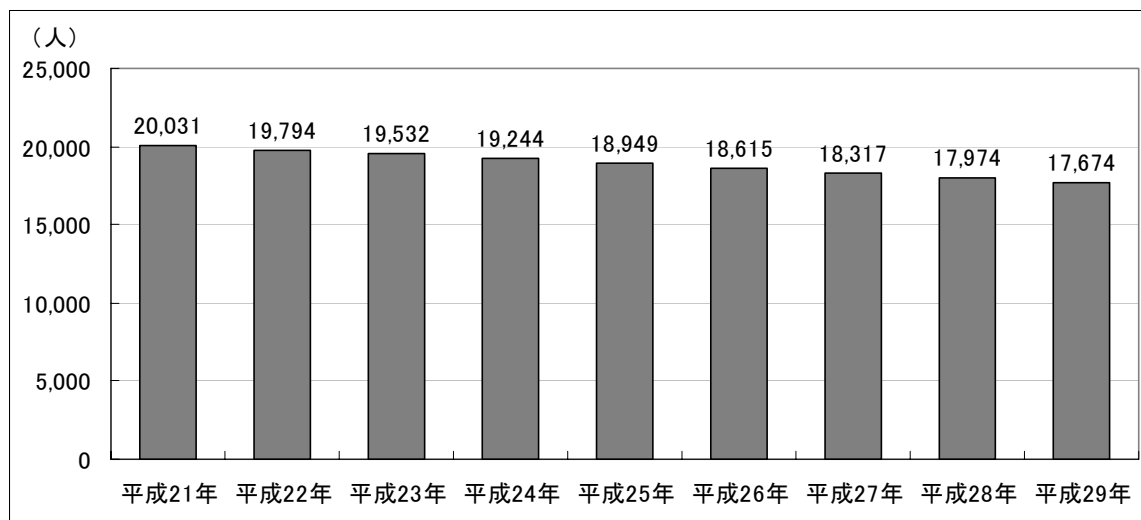
	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
全国	127,285,653	17,521,234	84,092,414	25,672,005
構成比	100.0%	13.8%	66.1%	20.2%
福岡県	5,025,603	701,195	3,326,610	997,798
構成比	100.0%	14.0%	66.2%	19.9%
川崎町	20,115	2,945	12,000	5,170
構成比	100.0%	14.6%	59.7%	25.7%

資料：平成17年国勢調査

(2) 川崎町の将来推計人口

住民基本台帳人口を使用した将来推計人口の結果によると、川崎町の将来人口は年々わずかではあるものの減少の傾向にあります。

◆将来推計人口



資料：(各年4月1日現在)の実績人口(住民基本台帳人口、外国人登録者数)を用いて「コーホート変化率法」により推計。

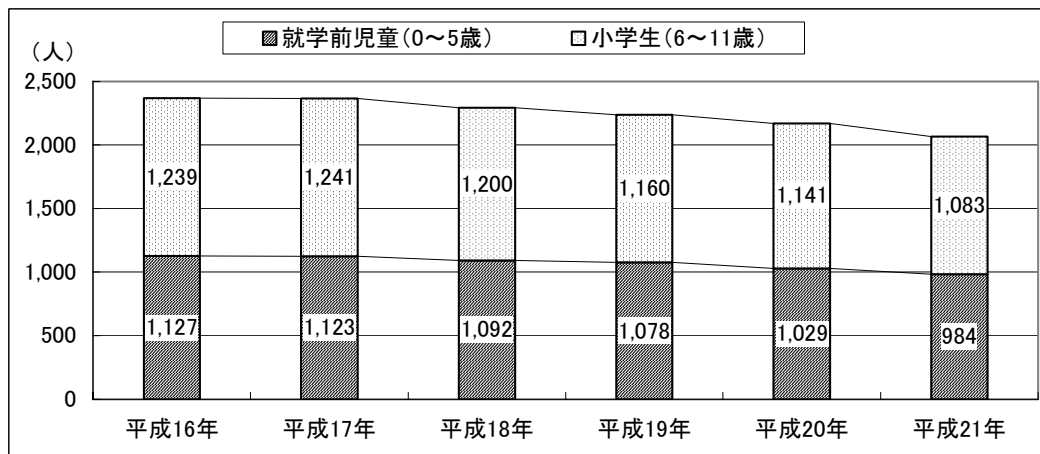


(3) 児童人口の推移と今後の推計

就学前児童と小学生に着目すると、児童数は両者ともに減少傾向を示しています。

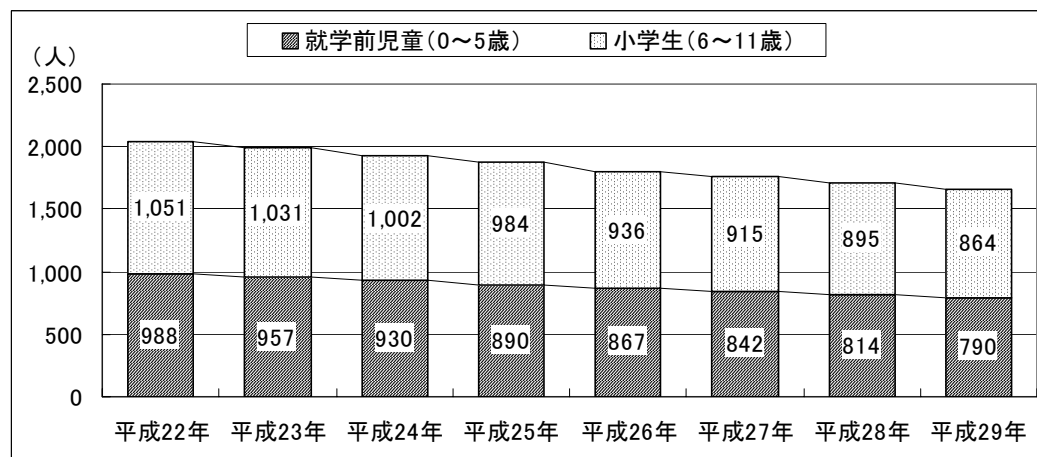
また、平成16年から平成20年の住民基本台帳人口を使用した推計によると、平成29年の児童人口は、就学前児童が790人で、平成21年と比較すると194人マイナス、小学生は864人で平成21年と比較すると219人マイナスとの結果となっており、両者とも減少の傾向と予測されます。

◆児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◆児童人口の推計



資料：（各年4月1日現在）の実績人口（住民基本台帳人口、外国人登録者数）を用いて「コーホート変化率法」により推計。

(4) 出生数・率の推移

出生数の推移をみると、おおむね 160～180 人の間で推移しており、平成 20 年は 148 人となっています。

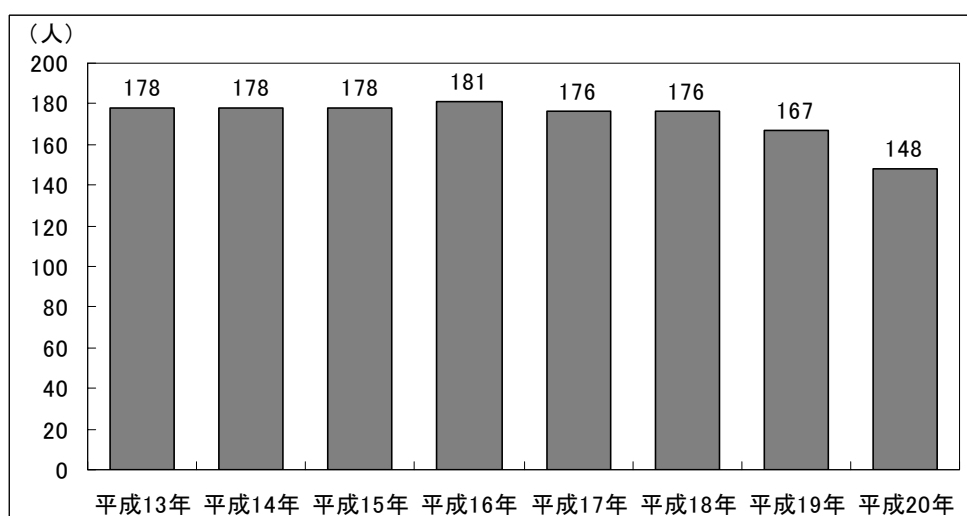
また、出生率は平成 16 年以降は全国・福岡県より高い水準で推移しています。

◆出生数の推移

[単位:人]

出生数	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
川崎町	178	178	178	181	176	176	167	148

資料：人口動態統計



◆出生率の推移 (全国・福岡県との比較)

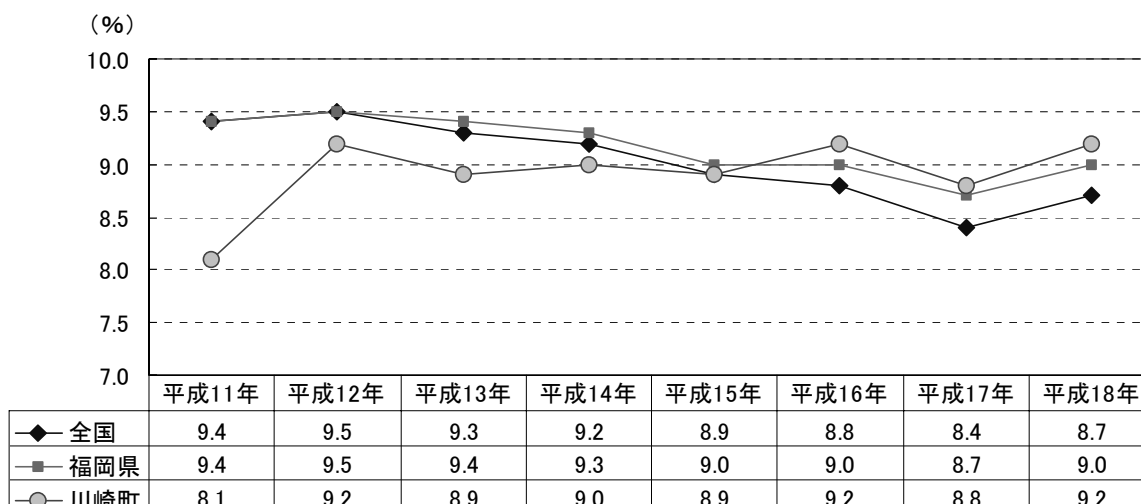
[単位:%]

出生率	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全国	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7
福岡県	9.4	9.5	9.4	9.3	9.0	9.0	8.7	9.0
川崎町	8.1	9.2	8.9	9.0	8.9	9.2	8.8	9.2

資料：人口動態統計

出生率（人口千対）：各年 10 月 1 日現在日本人人口に対する割合

※図表には、公開されている最新データを使用。以下同様



(5) 死亡数・率の推移

死亡数の推移をみると、おおむね 240～300 人の間で推移しており、平成 20 年は 300 人となっています。

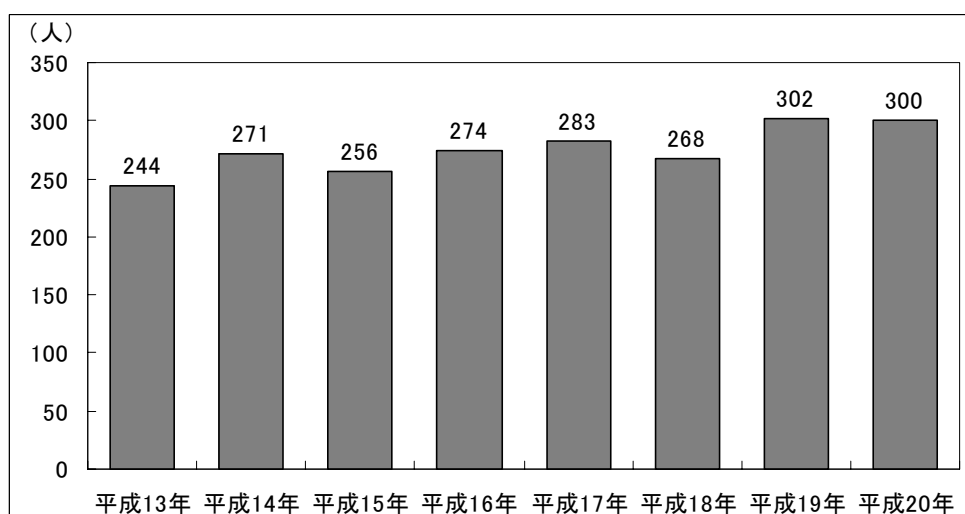
また、死亡率は全国・福岡県より高い水準で推移しています。

◆死亡数の推移

[単位：人]

死亡数	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
川崎町	244	271	256	274	283	268	302	300

資料：人口動態統計



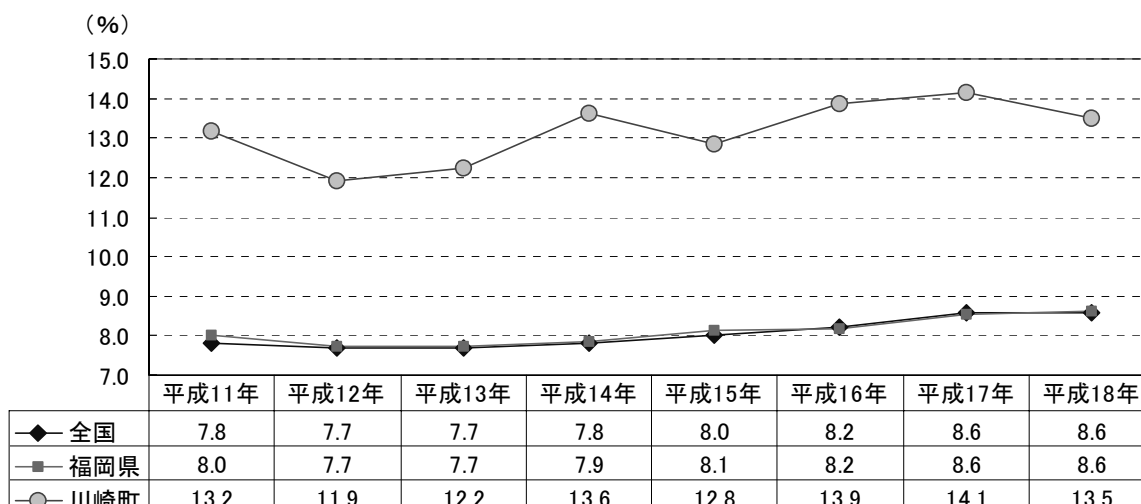
◆死亡率の推移（全国・福岡県との比較）

[単位：%]

死亡率	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全国	7.8	7.7	7.7	7.8	8.0	8.2	8.6	8.6
福岡県	8.0	7.7	7.7	7.9	8.1	8.2	8.6	8.6
川崎町	13.2	11.9	12.2	13.6	12.8	13.9	14.1	13.5

資料：人口動態統計

死亡率（人口千対）：各年 10 月 1 日現在日本人人口に対する割合



(6) 人口動態の推移

人口増減を見ると、福岡県では、平成14年から一貫してプラスであるのに対して、川崎町では平成15年を除き、現在までマイナスが続いています。

◆人口動態の推移

[単位:人]

	人口増減	自然増減		社会増減		
		出生	死亡	転入	転出	
福岡県	平成14年	14,262	47,151	39,406	313,774	307,257
	平成15年	8,771	45,884	41,483	312,507	308,137
	平成16年	7,908	45,277	40,906	304,307	300,770
	平成17年	3,509	44,211	42,899	301,611	299,414
	平成18年	5,882	44,757	43,130	303,023	298,768
	平成19年	3,281	46,297	43,716	298,676	297,976
	平成20年	1,640	47,438	45,402	295,700	296,096
川崎町	平成14年	-202	185	286	185	286
	平成15年	50	174	247	972	849
	平成16年	-154	188	280	821	883
	平成17年	-315	170	276	748	957
	平成18年	-177	185	273	708	797
	平成19年	-256	177	289	693	837
	平成20年	-455	167	310	596	908

資料：福岡県の人口と世帯（年報）



(7) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数では平成14年から平成16年にかけて減少していましたが、平成17年には増加に転じています。

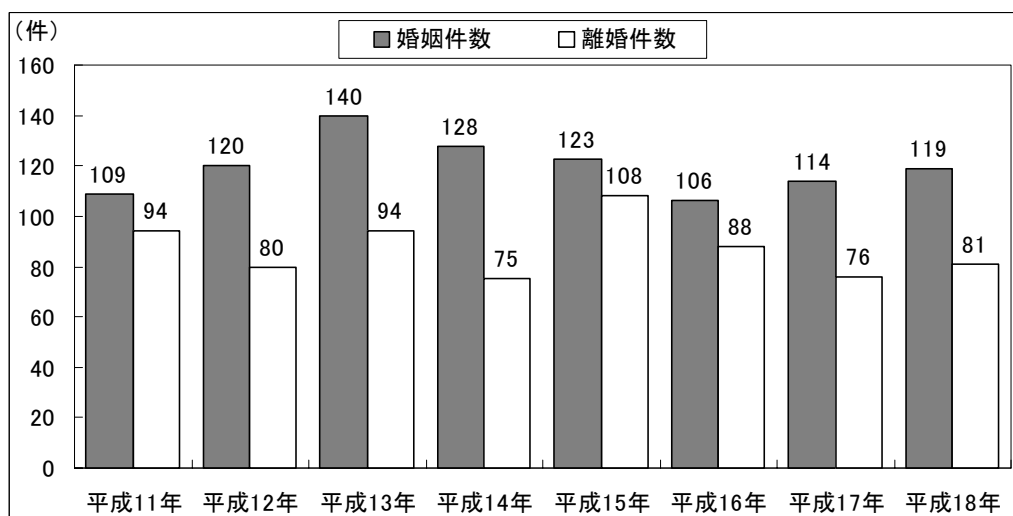
離婚件数は、70～100件の間で推移しており、平成18年は81件となっています。

◆婚姻件数・離婚件数の推移

[単位:件]

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
婚姻件数	109	120	140	128	123	106	114	119
離婚件数	94	80	94	75	108	88	76	81

資料：人口動態統計



(8) 婚姻率・離婚率の推移

婚姻率は、平成14年から平成16年にかけて減少していましたが、平成17年から増加に転じています。

また、離婚率は全国・福岡県より高い水準で推移しています。

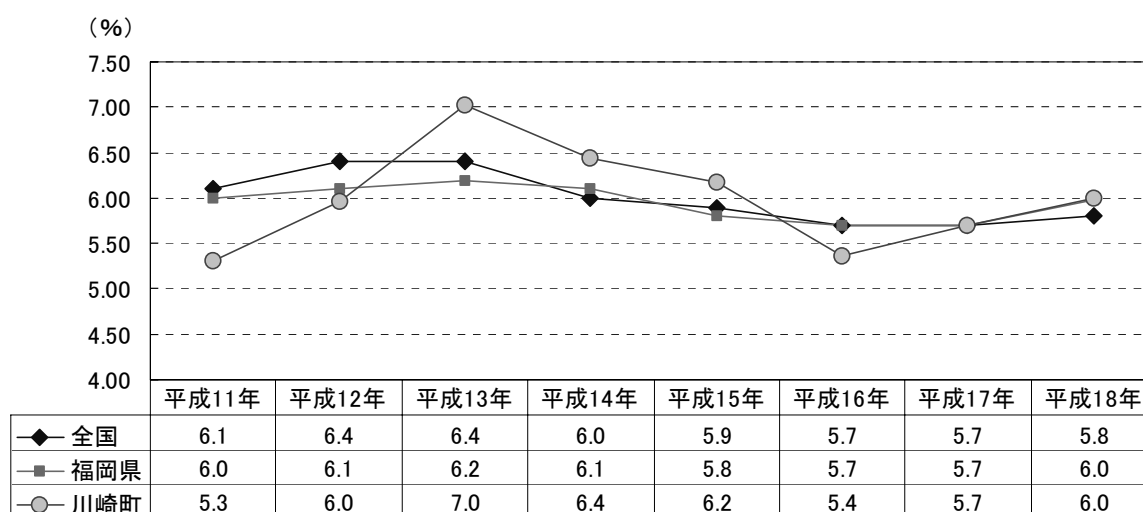
◆婚姻率の推移（全国・福岡県との比較）

[単位：%]

婚姻率	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全国	6.1	6.4	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8
福岡県	6.0	6.1	6.2	6.1	5.8	5.7	5.7	6.0
川崎町	5.3	6.0	7.0	6.4	6.2	5.4	5.7	6.0

資料：人口動態統計

婚姻率（人口千対）：各年10月1日現在日本人人口に対する割合



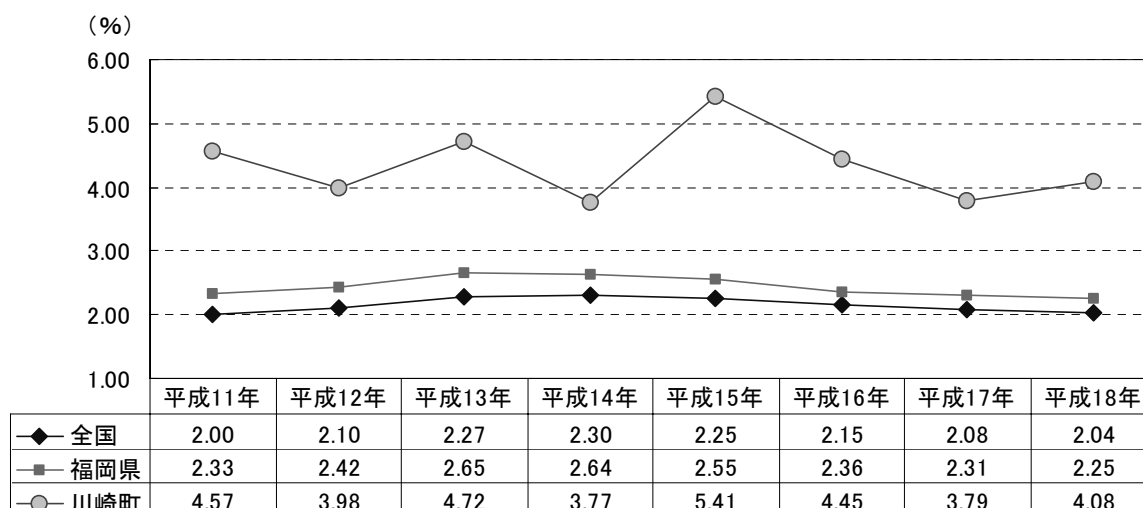
◆離婚率の推移（全国・福岡県との比較）

[単位：%]

離婚率	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全国	2.00	2.10	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04
福岡県	2.33	2.42	2.65	2.64	2.55	2.36	2.31	2.25
川崎町	4.57	3.98	4.72	3.77	5.41	4.45	3.79	4.08

資料：人口動態統計

離婚率（人口千対）：各年10月1日現在日本人人口に対する割合

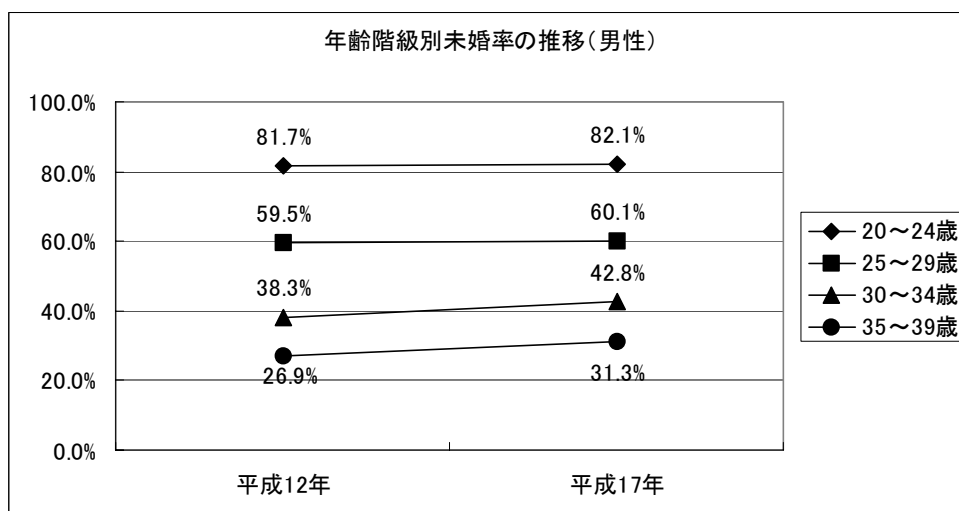


(9) 年齢階級別未婚率

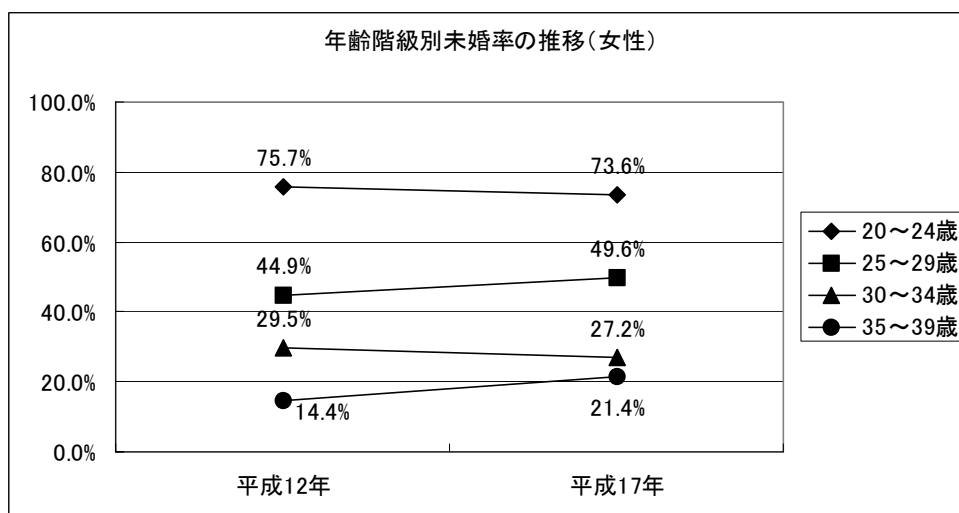
川崎町における未婚率の推移を、各年齢階級別にみると、男性では30～34歳、35～39歳の上昇が目立ちます。

女性では、とりわけ35～39歳は、平成12年の14.4%に対して平成17年では21.4%と7ポイント増加しています。

◆年齢階級別未婚率の推移（男性）



◆年齢階級別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

また、平成 17 年の未婚率を全国・福岡県と比較すると、男性、女性の 35 歳未満の年齢層では全国・福岡県に比べて低い値を示しており、35～39 歳では全国・福岡県を上回っています。

各年代を通じて、県内では結婚している割合が高い町であるといえます。

◆年齢階級別未婚率の比較（全国・福岡県との比較）

	男性			女性		
	川崎町	福岡県	全国	川崎町	福岡県	全国
20～24歳	82.1%	93.3%	93.4%	73.6%	89.6%	88.7%
25～29歳	60.1%	70.5%	71.4%	49.6%	62.3%	59.0%
30～34歳	42.8%	45.3%	47.1%	27.2%	34.9%	32.0%
35～39歳	31.3%	28.1%	30.0%	21.4%	20.5%	18.4%

資料：平成 17 年国勢調査

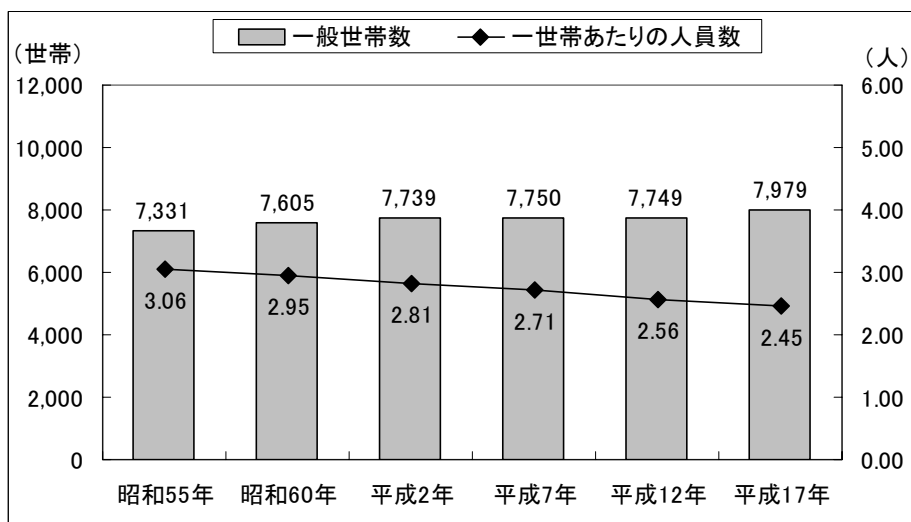


2. 家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

一般世帯数は一貫して増加傾向を示しており、結果、一世帯あたりの世帯人員は減少し、平成17年で2.45人と核家族化が進行しています。

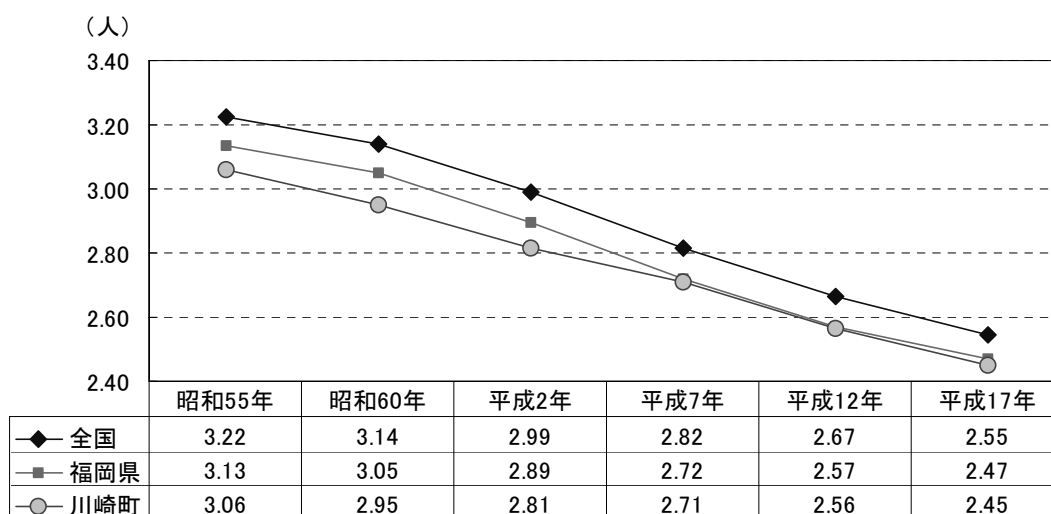
◆世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

さらに、一世帯あたりの人員数の推移は、昭和55年の3.06人から平成17年では2.45人と減少しています。また、全国・福岡県と比較すると、低い数値でかつ減少しているのが分かります。

◆一世帯あたりの人員の推移（全国・福岡県との比較）

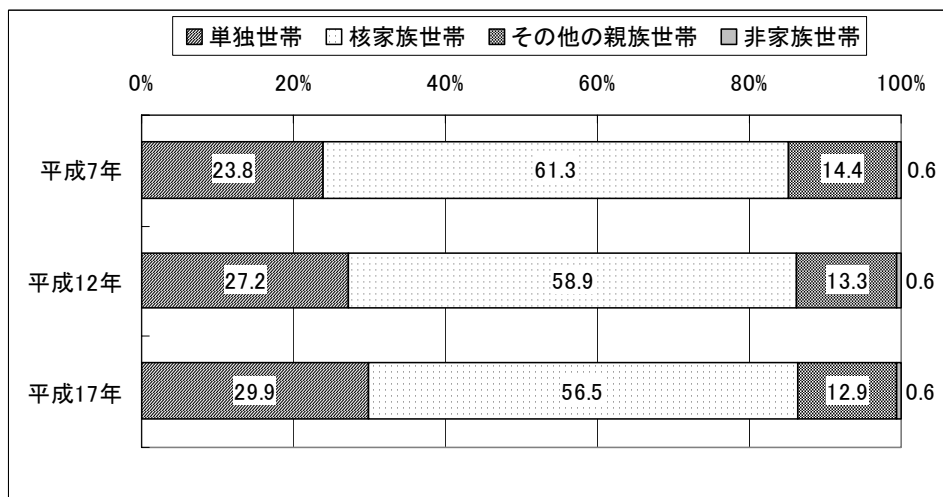


資料：国勢調査

(2) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、核家族世帯^{注1)}及び三世同居等のその他の親族世帯の割合は、減少しています。一方で、独居老人等の単独世帯は、年々、増加傾向にあります。

◆世帯構成の推移



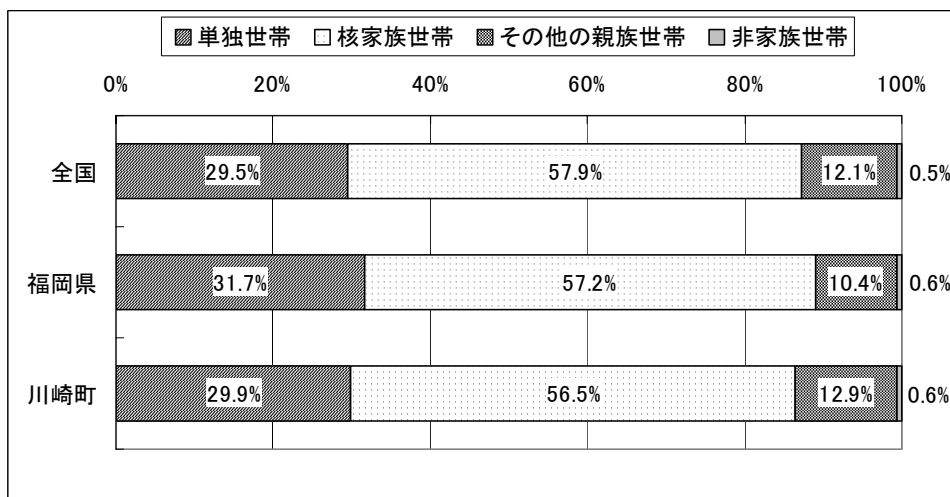
資料：国勢調査

注1)

核家族世帯とは、親族世帯（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯）中、その親族の中で最も若い世代の夫婦から成る世帯で、①夫婦のみの世帯、②夫婦と子どもから成る世帯、③男親と子どもから成る世帯、④女親と子どもから成る世帯をいう。

また、平成17年の世帯構成を全国・福岡県と比較すると、その他の親族世帯の割合は、全国比+0.8ポイント、福岡県比+2.5ポイントといずれも高く、逆に核家族世帯の割合は、全国比-1.4ポイント、福岡県比-0.7ポイントといずれも低くなっています。このため、川崎町の世帯構成割合においては、その他親族世帯の割合が高く、核家族世帯の割合が低い点が特徴であるといえます。

◆世帯構成の推移（全国・福岡県との比較）



資料：平成17年国勢調査

(3) 家族構成

平成17年現在の家族構成を福岡県と比較すると、川崎町では女親と子ども世帯の割合が高く、単独世帯の割合は、福岡県よりも低くなっています。

◆家族構成の比較（福岡県との比較）

[単位：世帯]

	一般世帯数	単独世帯	核家族世帯				その他の親族世帯	非親族世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
福岡県	1,984,662	630,031	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150
構成比	100.0%	31.7%	18.6%	29.1%	1.2%	8.2%	10.4%	0.6%
川崎町	7,979	2,387	1,539	1,815	160	996	1,031	51
構成比	100.0%	29.9%	19.3%	22.7%	2.0%	12.5%	12.9%	0.6%

資料：平成17年国勢調査

※端数調整のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

(4) 18歳未満の児童のいる世帯数

18歳未満の児童がいる世帯の割合は25.0%で、全国比-0.3ポイント、福岡県比+0.2ポイントとなっています。

◆全世界帯における18歳未満の児童のいる世帯数（全国・福岡県との比較）

[単位：世帯]

	一般世帯数 (A)	18歳未満の児童のいる世帯数 (B)	(B) / (A)
全国	49,062,530	12,403,146	25.3%
福岡県	1,984,662	491,692	24.8%
川崎町	7,979	1,998	25.0%

資料：平成17年国勢調査

(5) 母子・父子世帯の状況

平成17年現在での川崎町のひとり親家庭は、母子世帯402世帯、父子世帯37世帯、合計439世帯となっています。

◆母子・父子世帯の状況（全国・福岡県との比較）

[単位：世帯]

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	構成比	実数	構成比
全国	49,062,530	749,048	1.5%	92,285	0.2%
福岡県	1,984,662	38,806	2.0%	3,957	0.2%
川崎町	7,979	402	5.0%	37	0.5%

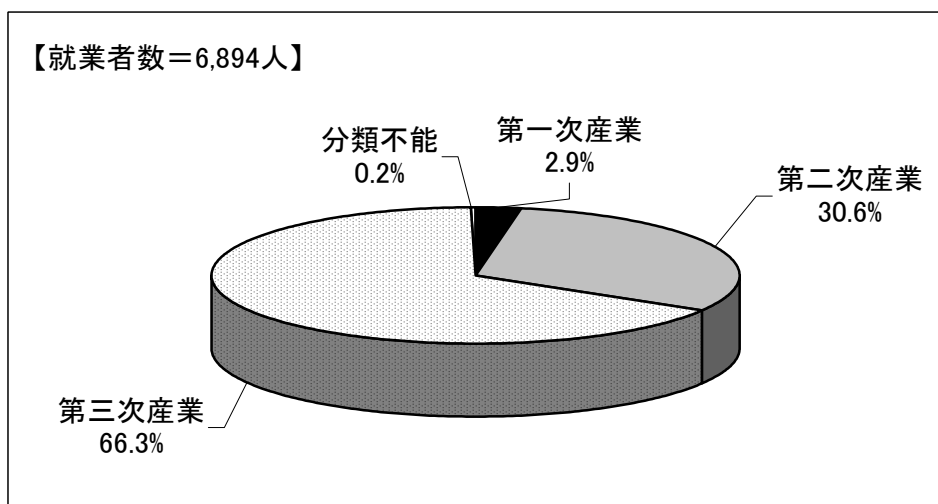
資料：平成17年国勢調査

(6) 産業別就業人口

平成17年10月1日現在の川崎町の就業人口は6,894人です。産業大分類別による割合をみると、第三次産業が66.3%と最も多く、6割以上を占め、次いで第二次産業が30.6%、第一次産業にいたってはわずか2.9%となっています。

また、第三次産業のなかでも、サービス業（38.7%）、卸売・小売業（17.3%）が多く両者で全体の5割以上を占めています。

◆産業大分類別就業割合



資料：平成17年国勢調査

◆産業大分類別就業割合の推移

		平成7年	平成12年	平成17年
大分類	就業者総数（人）	8,059	7,506	6,894
第一次産業	農林漁業	3.1%	3.3%	2.9%
第二次産業	鉱業	0.2%	0.2%	0.1%
	建設業	24.8%	23.9%	17.9%
	製造業	15.3%	12.0%	12.6%
第三次産業	電気・ガス・水道	0.5%	0.9%	0.3%
	運輸・通信業	5.5%	5.5%	5.3%
	卸売・小売業	20.2%	21.5%	17.3%
	金融・保険業	1.6%	1.4%	1.2%
	不動産業	0.2%	0.3%	0.4%
	サービス業	24.2%	27.4%	38.7%
	公務	4.4%	3.6%	3.0%
分類不能	分類不能	0.1%	0.1%	0.2%

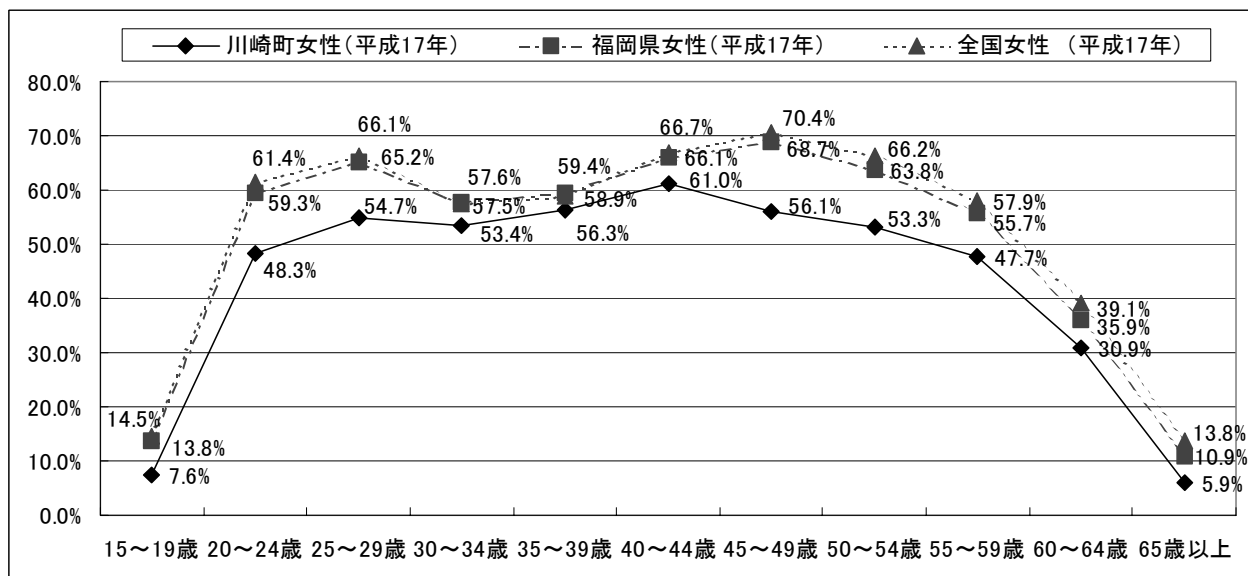
資料：国勢調査

(7) 女性年齢階級別就労率

女性の高学歴化や価値観の多様化などを背景に、全国的に女性の就労率は増加しています。

川崎町の女性の就労率を年代別にみると、全国的な傾向と同様に30～34歳、35～39歳ともに就労率が低くM字型の就労構造を示しています。これは、結婚や出産を機に退職し、子育てが終わってから再び仕事に就く女性が多いことを示しています。

◆女性の年齢階級別就労率



資料：国勢調査

また、平成17年の女性の年齢別就業状況を福岡県と比較すると、川崎町では福岡県に比べ女性の就業率が低くなっています。

◆女性の年齢別就業状況（福岡県との比較）

[単位：人]

	福岡県			川崎町		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	2,303,971	1,008,081	43.8%	9,601	3,191	33.2%
15～19歳	138,843	19,114	13.8%	503	38	7.6%
20～24歳	163,070	96,770	59.3%	518	250	48.3%
25～29歳	172,379	112,381	65.2%	579	317	54.7%
30～34歳	188,786	108,712	57.6%	637	340	53.4%
35～39歳	165,914	98,478	59.4%	515	290	56.3%
40～44歳	155,808	102,932	66.1%	477	291	61.0%
45～49歳	159,432	109,556	68.7%	644	361	56.1%
50～54歳	185,818	118,568	63.8%	839	447	53.3%
55～59歳	209,241	116,579	55.7%	897	428	47.7%
60～64歳	167,784	60,225	35.9%	769	238	30.9%
65歳以上	596,896	64,766	10.9%	3,223	191	5.9%

資料：国勢調査

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

国が示す行動計画策定指針では、その基本理念として「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。」と明記されています。

このことを踏まえ、子育ての基本は家庭であることから、子どもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、地域や職場など社会全体が一体となって支えていく川崎町を構築するという、前期計画の基本的な考え方を継承し、本計画を策定します。

川崎町に生まれて・住んでよかったと思える
ような子育てしやすいまちづくりの推進

2. 基本的な視点

本計画の策定及び推進にあたっては、前期計画に「仕事と生活の調和実現の視点」を加えた次の8つの視点を基本とします。

1 子どもの視点

子育て支援サービス等によって影響を受けるのは、多くは子ども自身です。

次世代育成支援対策の推進は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

3 サービスの利用者の視点

核家族化の進行や価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援への利用者のニーズも多様化しています。

このような多様なニーズに対応できるよう柔軟に取り組みます。

4 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、全国・福岡県、町はもとより、企業や地域を含めた社会全体で協力し、協働して子育てを支援していく対策の推進に努めます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、町民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みとして重要であるため、県労働局及び企業等と連携して取り組みの推進に努めます。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては子育てサークルや自主活動クラブをはじめとする、様々な地域活動団体等が活動しているほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や地域に受け継がれる伝統文化等があります。

また、公民館、学校施設、児童福祉施設等各種の公共施設もあります。
こうした様々な地域の資源を十分に活用します。

8 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するには、サービス量とともにサービスの質を確保することが重要となります。

サービスの質を向上させるため、人材の資質向上とともに情報公開等の取り組みを進めます。

3. 基本目標

国の行動計画策定指針で示された内容に準じ、子育てを取り巻く環境などを考慮し、以下の7つの基本目標を定めて施策を推進していきます。

1 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援ネットワークづくり、児童の健全育成。

2 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進

乳幼児健診の充実、「食」に関する学習機会の充実、「性」に関する正しい知識の普及、小児医療の充実。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上。

4 子育てを支援する生活環境の整備

良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安全・安心まちづくりの推進等。

5 職業生活と家庭生活との両立支援

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等、仕事と子育ての両立支援。

6 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等、被害に遭った子どもの保護の推進。

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待防止対策の充実、母子家庭等の自立支援の推進、障がい児施策の充実。

4. 施策の体系

基本目標	関連施策	具体的事業
1. 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）
		ファミリー・サポート・センター事業
		放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
		子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）
		一時預かり事業（一時保育事業）
		特定保育事業
		つどいの広場事業
		地域子育て支援センター事業
(2) 保育サービスの充実	通常保育事業	
	延長保育事業	
	休日保育事業	
	夜間保育事業	
(3) 子育て支援ネットワークづくり	子育て支援のネットワークづくり	
	児童の健全育成	
2. 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進	(1) 乳幼児健診の充実	新生児訪問指導の充実
		相談事業の充実
		母親教室・両親教室・育児教室の充実
		「食」に関する学習機会の充実
(2) 「食」に関する学習機会の充実	「食」に関する学習機会の充実	
	(3) 「性」に関する正しい知識の普及	思春期に起こりえる心の問題に対するための相談体制の整備を推進
(4) 小児医療の充実	小児医療の充実	
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備		子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
(3) 家庭や地域の教育力の向上		家庭や地域の教育力の向上
4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良好な居住環境の確保	良好な居住環境の確保
	(2) 安全な道路交通環境の整備	安全な道路交通環境の整備
	(3) 安全・安心まちづくりの推進等	安全・安心まちづくりの推進等
5. 職業生活と家庭生活との両立支援	(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
	(2) 仕事と子育ての両立支援	仕事と子育ての両立支援
6. 子ども等の安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等
	(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	被害に遭った子どもの保護の推進
7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策の充実
	(2) 母子家庭等の自立支援の推進	母子家庭等の自立支援の推進
	(3) 障がい児施策の充実	障がい児施策の充実

第2部 各論

第1章 地域における子育ての支援

1. 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めた、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

N○1 病児・病後児保育事業 (乳幼児健康支援一時預かり事業)	担当課	社会福祉課
------------------------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

病児・病後児保育事業とは、保護者が就労している場合等において、子どもの病気時に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

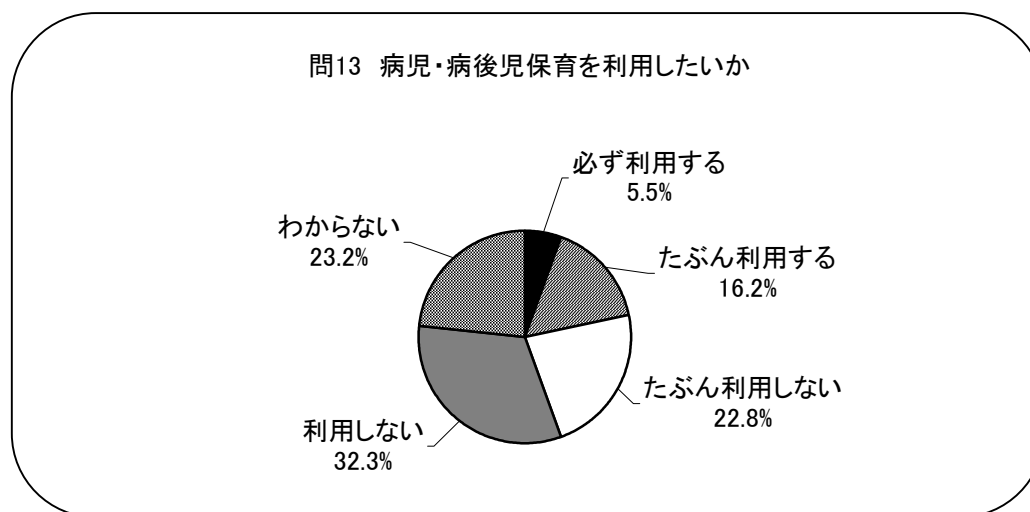
平成20年9月に実施したニーズ調査で、利用を希望する家庭が2割強と調査項目の中で最も需要が高い事業であり、子どもの安全を守りながら、急に仕事を休むことを避けられる事業が、より強く求められています。

[課題・今後の方向性]

川崎町においては、現在、財政健全化計画を策定し再建途中であることから予算の確保及び医療機関との連携を着実に図りつつ、地域子育て支援拠点での事業実施を含め、住民ニーズに応えるべく平成26年度までには実施できるよう検討していきます。

[具体的事業目標値]

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
年間利用延人数0人		年間利用延人数2,201人



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

No 2 ファミリー・サポート・センター事業	担当課	社会福祉課
------------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と行う人（提供会員）が地域において相互に助け合う有償ボランティア事業で、保育所までの送迎、保育所閉所後の一時的な預かり等お互いに助け合う相互援助組織のことで

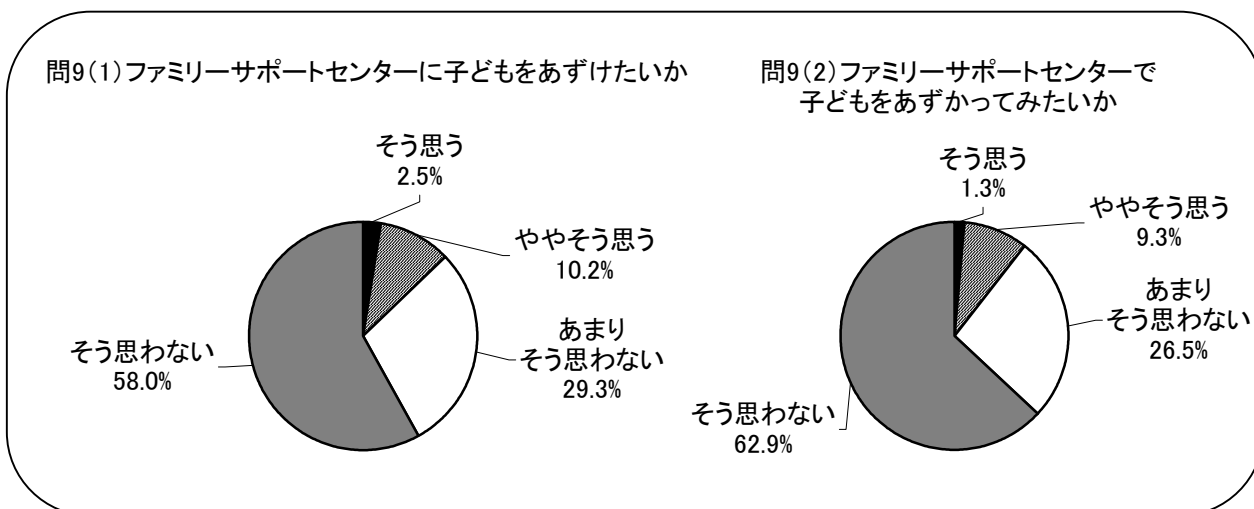
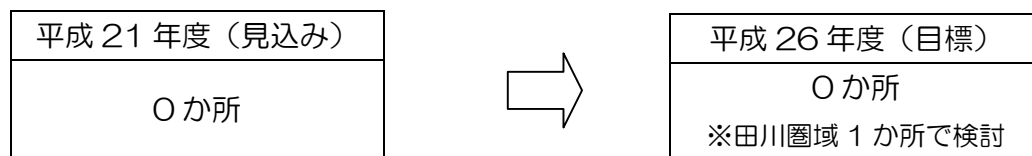
す。
 本事業の実施について、これまで国及び県の補助対象が人口5万人以上の市町村を原則としていた要件は廃止されたものの、依然として会員数の制約があるなど、ある程度の市町村規模でないと事業が成立しないと言われており、川崎町の現段階では事業の実施は困難であると考えられます。

また、ニーズ調査においても、子育ての援助を受けたい家庭と、援助したい家庭はいずれも1割程度となっています。

[課題・今後の方向性]

親が病気やけがをしたときや急な仕事、用事などにより子どもの面倒を見るのが困難になった場合などに対応するため、保育所による一時預かり事業を中心としたサービスを充実し、継続して田川圏域でのファミリー・サポート・センター事業の実施に向け検討をしていきます。

[具体的事業目標値]



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

No.3 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

担当課

社会福祉課

[事業概要と現状]

学童クラブは、昼間保護者のいない家庭の児童を放課後に学校やその他の施設等で、遊びを通じて児童の健全育成活動を行う事業です。

川崎町では、地域や保護者の協力の下、「川崎町学童クラブ運営委員会連絡会」に委託し、現在、小学校4校区5クラブで実施しており、障がいのある子どもの受け入れに対し、専任指導員を配置したり、4年生以上の児童を受け入れたりするなど県下においても充実している自治体といえます。

[課題・今後の方向性]

ニーズ調査では、「学童クラブに今後期待することがありますか」という質問に対し、「特にない」が4割弱と最大多数を占め、学童クラブのあり方については、町民は概ね満足していると思われます。

今後も、共働き家庭の増加に伴い、入所希望者も増加することが予想されることから、安心して子どもを預けて働くことができるよう、障がい児の受け入れも含め、1時間延長事業を継続実施します。

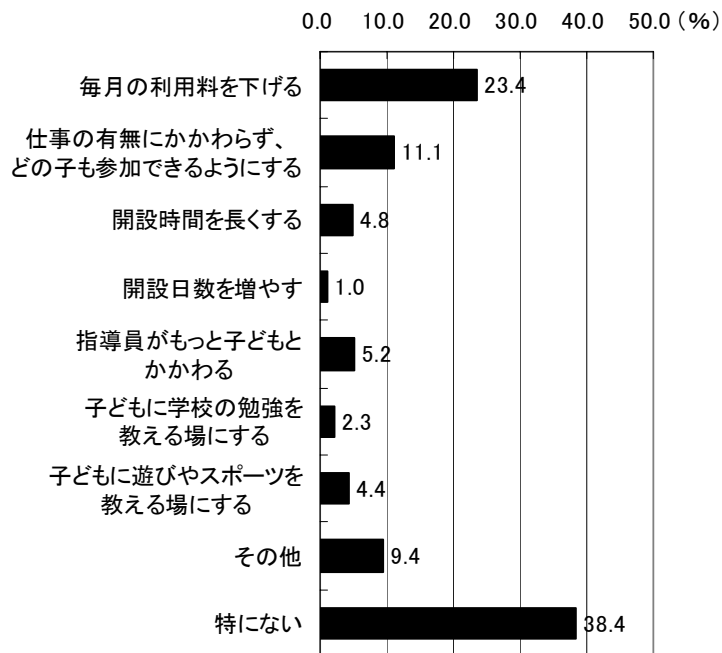
また、指導員の能力向上のため、研修を実施し、指導力の充実を図り、子どもの健全育成に努めます。

加えて、放課後や週末等に学校の余裕教室を利用して、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等の取り組みを実施する「放課後子ども教室推進事業」についても、教育委員会と連携を図りながら、子どもの総合的な放課後対策事業を推進します。

[具体的事業目標値]

平成21年度（実数）	⇒	平成26年度（目標）
214人/5か所		230人/5か所
※平成21年4月現在の クラブ登録児童数		※平成26年4月時点の クラブ登録児童数

問8(4) 学童クラブに今後期待すること



資料：川崎町の子育て支援に関する調査



N o 4 子育て短期支援事業
(ショートステイ・トワイライトステイ事業)

担当課

社会福祉課

[事業概要と現状]

ショートステイ・トワイライトステイ事業とは、保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間預かり、保護者に代わって児童の養育を行う制度です。

川崎町では、平成 16 年度より、母子家庭・父子家庭等の日常生活をサポートする目的で「エンジェルサポーター事業」を実施しています。

本事業は、母子家庭等の保護者が社会的理由で一時的に生活援助・保育サービスが必要になったときに、支援員を派遣する制度です。

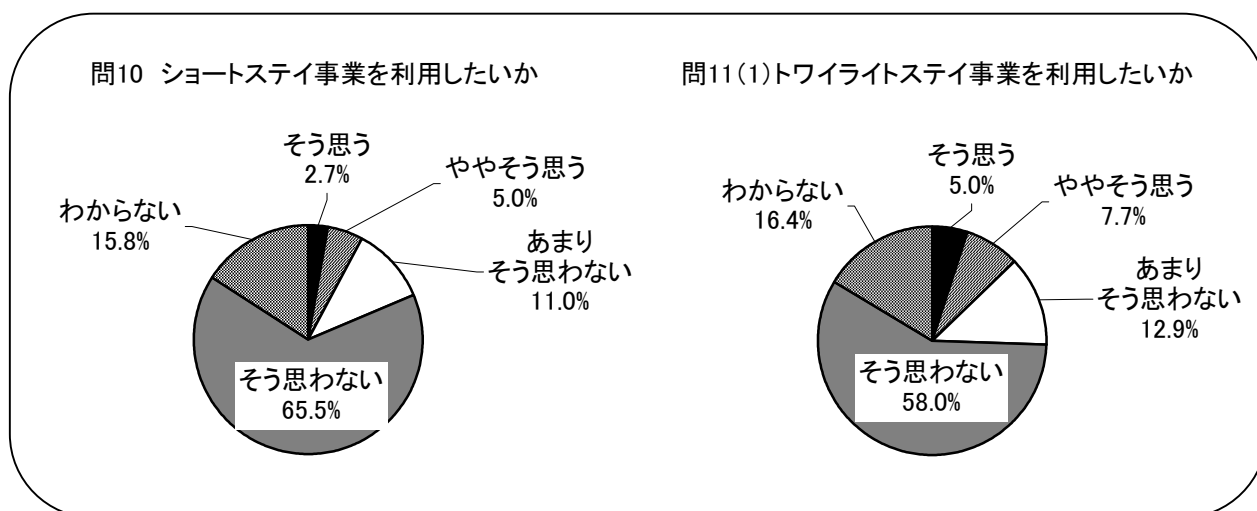
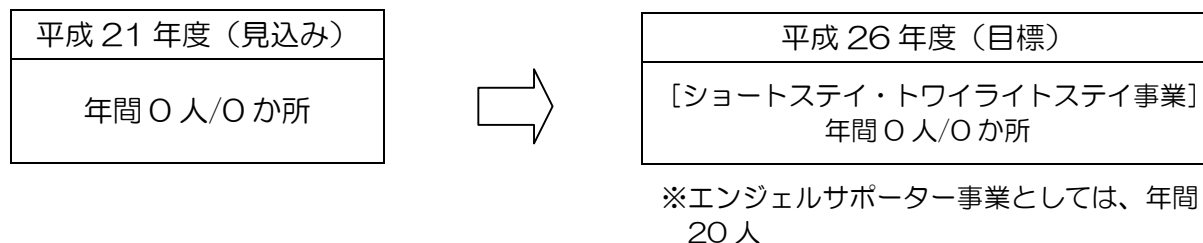
ニーズ調査では、「ショートステイ・トワイライトステイ事業を利用したいと思いますか」という問いに、いずれも必要を認める家庭は 1 割程度となっています。

現在のところ、ショートステイ・トワイライトステイ事業としての実施はありませんが、「エンジェルサポーター事業」を代替施策として実施しています。

[課題・今後の方向性]

今後も「エンジェルサポーター事業」を引続き代替施策とし実施します。

[具体的事業目標値]



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

No 5 一時預かり事業（一時保育事業）	担当課	社会福祉課
----------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

一時預かり事業（一時保育事業）とは、常日頃、保育所を利用していない家庭でも、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、核家族化の進行、地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所や地域子育て支援拠点等において児童を一時的に預かるものです。

川崎町では、この一時預かり事業（一時保育事業）を全園（公立保育所 1 園・私立保育所 8 園・計 9 園）で実施しています。

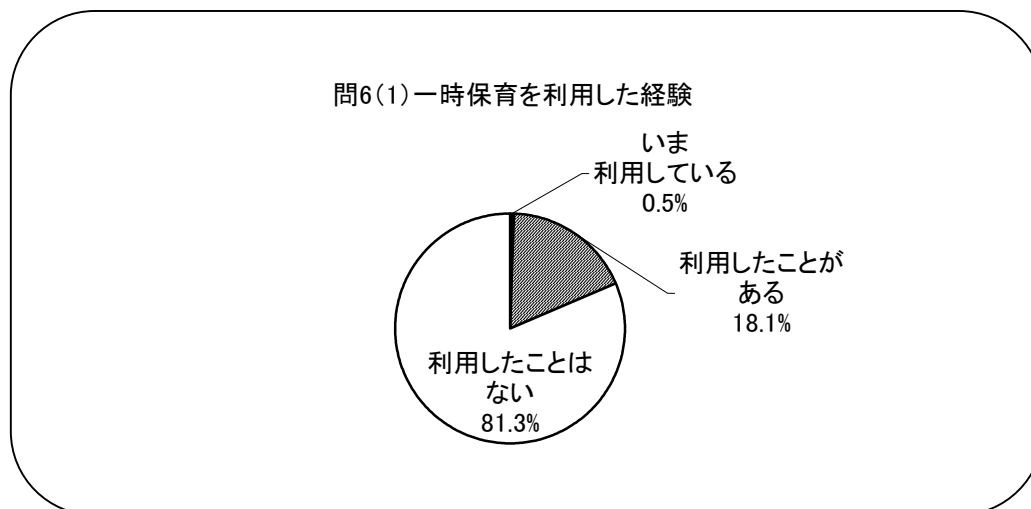
[課題・今後の方向性]

ニーズ調査に基づき、様々なライフスタイルに対応できるよう、今後も引き続き実施します。

また、地域子育て支援拠点での事業実施を含め、サービスの拡充に取り組みます。

[具体的事業目標値]

平成 21 年度（見込み）	➡	平成 26 年度（目標）
9 か所		9 か所



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

No 6 特定保育事業

担当課

社会福祉課

[事業概要と現状]

特定保育事業とは、保護者がパートタイム勤務等により保育が困難な児童に対して、保育所等において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育を行うものです。

現在のところ川崎町では、本事業は行っていません。

[課題・今後の方向性]

一時預かり事業で十分対応可能であり当面の実施は必要ないと考えており、事業を今後展開することは検討していません。

[具体的事業目標値]

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
年間〇人/〇か所		年間〇人/〇か所

No 7 つどいの広場事業

担当課

社会教育課

[事業概要と現状]

つどいの広場事業は、主に乳幼児を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じ、子育て不安や情報交換の場を提供するものです。

本事業として、公民館等の公的施設を利用して、こども会や親子ふれあいキャンプなどを実施しています。

[課題・今後の方向性]

例年の取り組みと合わせ、通学合宿等の実施に向けて地域・家庭・学校と連携した子育て支援を充実していきます。

[具体的事業目標値]

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
〇か所		〇か所

No.8 地域子育て支援センター事業	担当課	社会福祉課
--------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する相談や指導を行うことにより子育て不安の解消を図り、また、子育てサークルへの支援を通じて地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものです。

川崎町では、すみれ保育園と連携し、「地域子育て支援センター（小規模型指定施設）」事業を実施しています。

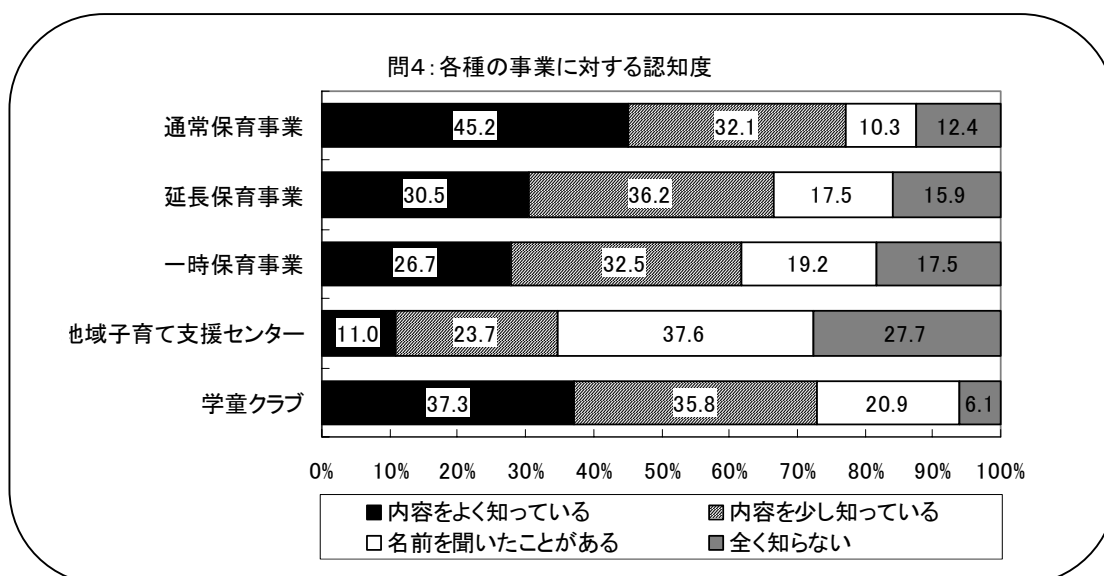
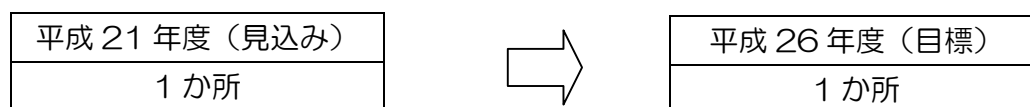
ニーズ調査では、地域子育て支援センターを利用したことが「ある」が全体の約2割弱、「名前を聞いたことがある」「全く知らない」が全体の6割を超えていることから、認知度不足がうかがえる。

[課題・今後の方向性]

近年の核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、子育て家庭の孤立化が危惧されています。地域子育てサークル等地域全体で子育て家庭を支えるため、親子が気軽に集え、悩みや不安を解消し情報交換ができる新たな交流の場を開設するため、地域子育て支援拠点事業を実施します。

また、すべての子育て家庭を支援するという観点から、町民と行政が協働して子育てを支援する意識を醸成し、子育て関連情報の提供、関係機関との連携等を強化するため、子育てに関するサービスを総合的に実施し、調整する機能を持つ、「地域子育て支援センター」を設置します。

[具体的事業目標値]



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

2. 保育サービスの充実

川崎町の保育サービスの現状は、地域や子育て家庭、町内民間保育所等の努力により、他の近隣の市町村と比較して保育ニーズの多様化に対応しているといえます。

今後も、多様な保育需要に応じて利用しやすい保育サービスの提供と質の確保を行い、子どもたちがのびのびと心豊かに過ごせるような各種保育サービスの環境づくりを推進していきます。

N〇9 通常保育事業

担当課

社会福祉課

[事業概要と現状]

現在川崎町では、月曜日～土曜日の間、公立保育所 1 園と私立保育所 2 園（午前 7 時～午後 6 時）・私立保育所 6 園（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）を通常保育時間とし保育サービスを提供しています。

平成 20 年度より少子化の影響から、入所定員を 800 名から 785 名に縮小して事業を展開しています。

ニーズ調査では、通常保育事業を「いま利用している」「利用したことがある」が全体の 7 割を超え、家族形態との連関からは、ひとり親家庭での利用率が多少高くなっていました。

[課題・今後の方向性]

川崎町単独事業の障がい児保育を継続していきます。

多様なライフスタイルにも対応できるサービスの質の向上及び特色のある保育サービスを推進します。

また、長期的には、今後の保育需要の推移を見ながら、現行定員の弾力的運用を行い、変動する保育需要に柔軟に対応します。

[具体的事業目標値]

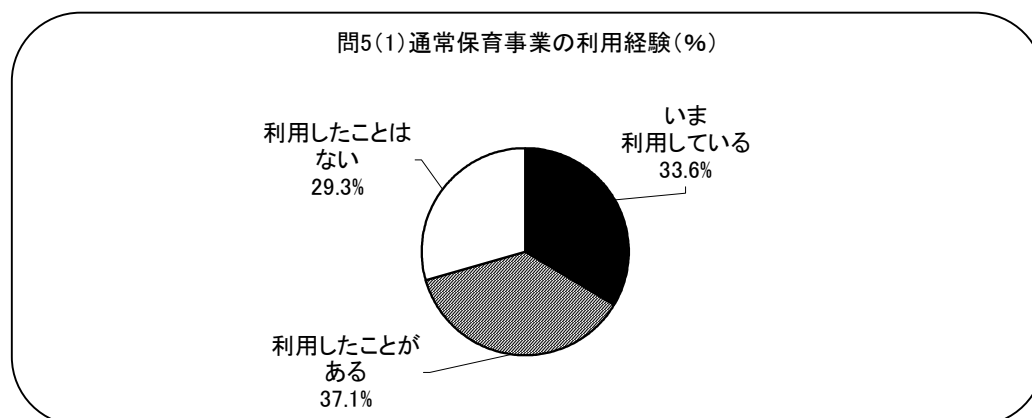
平成 21 年度（実数）
755 人



平成 26 年度（目標）
640 人

※平成 21 年 4 月現在の入所児童数

※平成 26 年 4 月時点の入所児童数



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

No.10 延長保育事業	担当課	社会福祉課
--------------	-----	-------

[事業概要と現状]

延長保育事業とは、保育所の開所時間（原則 11 時間）の前後の保育需要に対応し、時間を延長して保育を行うものです。

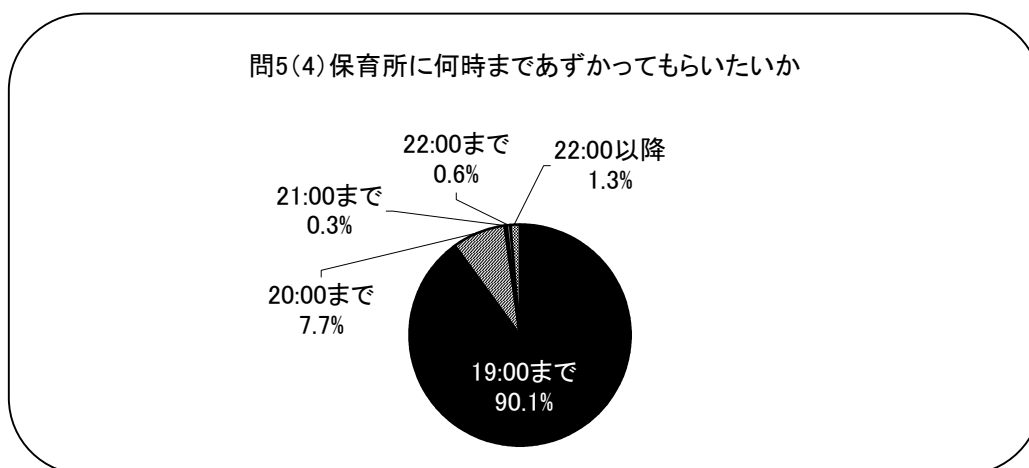
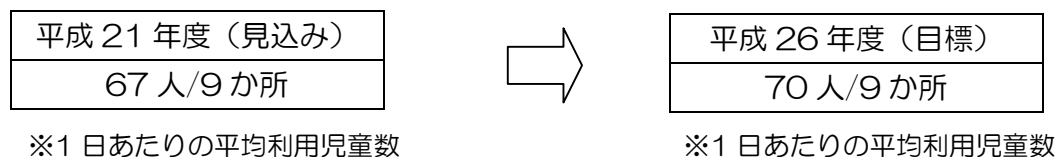
現在川崎町では、各保育所の協力を得て月曜日～土曜日の間、私立保育所 6 園が午前 7 時～午後 7 時まで、公立保育所 1 園と私立保育所の 1 園が午前 7 時～午後 7 時 30 分、残りの私立保育所 1 園が午前 7 時～午後 8 時までを時間とする、近隣市町村も未だ少数しか実施していないような充実した延長保育サービスを提供しています。

ニーズ調査においても、「預かってもらいたい希望時間」の問いに、「19 時」までが約 9 割、「20 時」までと答えた人が 1 割弱となっており、川崎町のすべての保育所での延長保育事業の実施により、町民の保育需要に添えているといえます。

[課題・今後の方向性]

仕事と子育ての両立支援策として有効な、本事業を今後も引続き継続、拡充の方向で検討していきます。

[具体的事業目標値]



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

No 11 休日保育事業

担当課

社会福祉課

[事業概要と現状]

休日保育事業とは、日曜日や祝日などに勤務している保護者のため、保育所等で児童を保育することです。

ニーズ調査によると、「この1年間に、日曜日や祝日に仕事などでお子さんを保護者が預けなければならないような状況がありましたか」の問いに、3割以上が預けなければならない状況にあったと回答しており、そのときの対処として、保護者が仕事を休まなければならないといった結果が出ています。

川崎町では、現在休日保育の実施は行っていませんが、保護者の就労形態の多様化に対応し子育て家庭への支援を充実させるため、住民ニーズを見極めながら実施に向け検討を進めます。

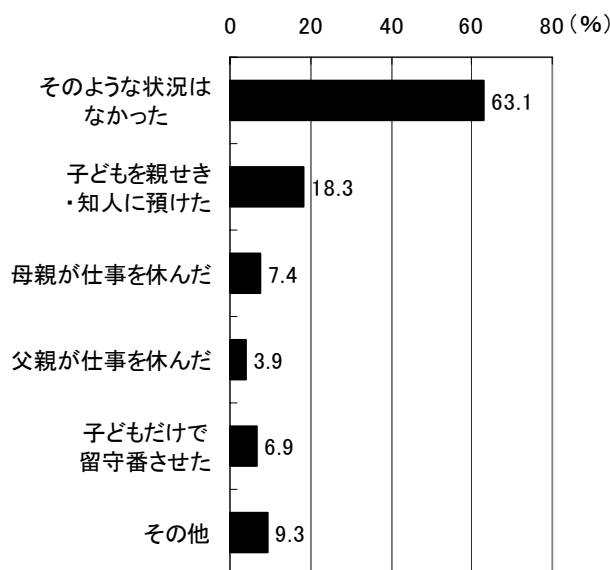
[課題・今後の方向性]

様々な就労形態に応じた多様な保育体制を整備するため、平成26年度までに1か所の設置を促進します。

[具体的事業目標値]

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
年間利用延人数0人		年間利用延人数208人

問14(2) この1年間に、日曜日や祝日に仕事などでお子さんを保護者が預けなければならないような状況がありましたか



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

No 12 夜間保育事業	担当課	社会福祉課
--------------	-----	-------

[事業概要と現状]

夜間保育事業とは、保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育を行うものです。

ニーズ調査によると、「夜間保育事業を利用したいと思いますか」の問いに、「必ず利用する」「たぶん利用する」を合わせても1割に届かない結果となっています。

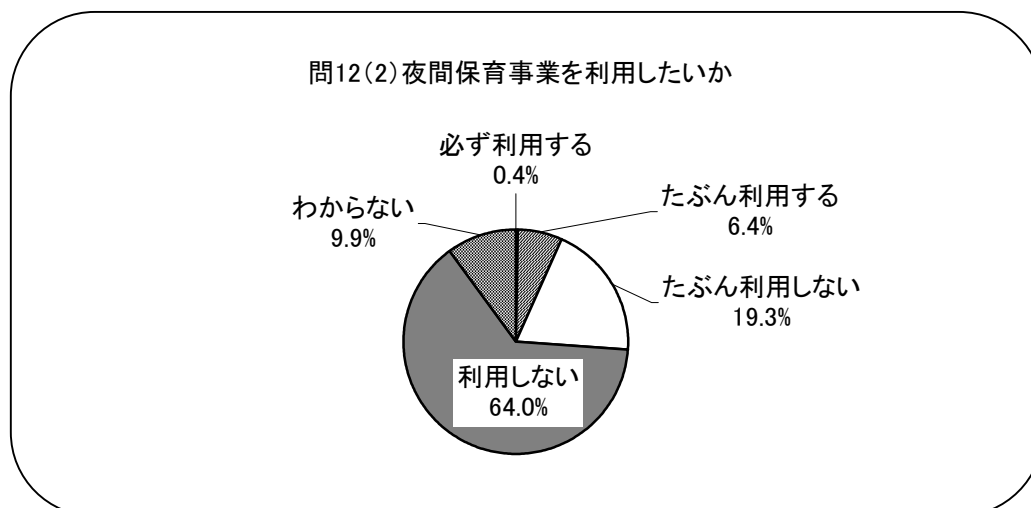
現在のところ、県内他市町村（政令市を除く）を含め、川崎町も実施しておりません。

[課題・今後の方向性]

長時間延長保育での対応を含め検討していきます。

[具体的事業目標値]

平成21年度（見込み）	➡	平成26年度（目標）
〇人/〇か所		〇人/〇か所



資料：川崎町の子育て支援に関する調査

3. 子育て支援ネットワークづくり

子育てを支援していく上で、きめ細かな子育て支援サービスを効果的に提供するには、個々のグループや機関がそれぞれの施策を個々に行っていたのでは、非効率的で機能的な運営も望めません。

そこで、子育て中の親や子どもを支援する各種ボランティアグループ、保育所、幼稚園、地域住民、高齢者団体、医療機関、企業、学校、各種関係機関、行政等が、相互に連携・協働し、「子どもは地域社会全体で育む」という視点で様々な活動や交流の機会を設け、安心して子育てができるようにネットワーク化を図っていきます。

No.13 子育て支援のネットワークづくり	担当課	社会福祉課 住民保険課
-----------------------	-----	----------------

○ブックスタート事業

「事業概要と現状」

平成 16 年度より、ボランティア団体の協力によりブックスタート事業を行っています。町の乳幼児健診時に4か月～1歳半までの子どもを対象に絵本や子育てマップ、イベント情報誌等の配布を実施しています。

「課題・今後の方向性」

今後も、ブックスタート事業の充実と子育て支援サービスの拡充を図るために、子育て情報誌の作成及び町広報紙やホームページを活用した情報発信の取り組みを進めます。

また、地域子育て支援センターを中心に関係機関、関係団体等と連携を図りながら、人材育成も含めた子育て支援のネットワークの構築を促進します。

○子育てマップ事業

「事業概要と現状」

平成 16 年度からのブックスタート事業の開始に伴い、町の中学生（美術部）の子どもたちにマップの中のイラストを描いてもらい制作しました。

マップの中には、子育てをしている保護者が必要とする保育園、小学校、中学校、病院、公共施設などを番号で色分けし、連絡先を載せています。乳幼児健診時にブックスタート事業の中で配布しています。

「課題・今後の方向性」

今後もブックスタート事業の中で配布予定ですが、ホームページを活用したり子育て中の保護者にとって、地図がわかりやすく、すぐに活用できるような子育てマップの充実に向け、子育てサークル等と協働して取り組みを進めます。

[具体的事業目標値] ブックスタート事業

平成 21 年度（見込み）	⇒	平成 26 年度（目標）
年間 12 回（毎月 1 回）		年間 12 回（毎月 1 回）

[具体的事業目標値] 子育てマップ事業

平成 21 年度（見込み）	⇒	平成 26 年度（目標）
対象者全員に配布		対象者全員に配布

4. 児童の健全育成

少子化による影響は、子どもたち自身の遊びを通じた仲間づくりの形成や、自主性、社会性の発達、規範意識の形成に深刻な悪影響を及ぼすといわれています。

このため、子どもが放課後や週末に自由に、安全に過ごすことができる遊び場や居場所づくりを確保するため、地域で身近な施設である地域公民館、学校の空教室、校庭、体育館、図書館等を開放し、有効に活用できるよう検討を進めます。

また、川崎町少年の主張大会・「私の主張」田川大会、青少年研修事業「少年の船」など様々な児童の健全育成にかかる事業の充実を図っていきます。

No 14 児童の健全育成	担当課	社会教育課
---------------	-----	-------

[事業概要と現状]

該当する事業として、川崎町少年の主張大会・「私の主張」田川大会、青少年研修事業「少年の船」、「小学生絵画教室」事業を実施しています。また、平成 20 年度からことも議会を定例化して開催しています。

[課題・今後の方向性]

川崎町少年の主張大会・「私の主張」田川大会を実施して、児童・生徒の主張は素晴らしいものになっています。川崎町少年の船事業「B & G体験クルーズ in 小笠原」の実施は隔年毎になっていますが、実施内容を精査することが課題です。小学生絵画教室は、今後サークル化を予定しています。

[具体的事業目標値] 少年の船

平成 21 年度（見込み） 1 回の参加者数 22 人	➡	平成 26 年度（目標） 1 回の参加者数 36 人
--------------------------------	---	-------------------------------

第2章 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進

1. 乳幼児健診の充実

すべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育てられるための基盤は、その両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、すべての母性が心身ともに健康を保持・増進するための支援が必要です。

そこで、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の心身の健康が確保されるように、乳幼児健診、新生児訪問または里帰り後訪問、両親学級、母親教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図っていきます。

No 15 新生児訪問指導の充実	担当課	住民保険課
------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

両親が新生児への接し方に慣れていないことや、核家族化による母子の孤立等により育児上の困難や不安を感じるが多いため、家庭訪問や電話相談等により新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要なことについて助言し、母親の育児不安の相談に応じています。

特に育児体験のない第1子新生児や出生時に異常があった子ども・低体重児、訪問指導が必要であると他の機関から連絡のあった母子に対して訪問を実施しています。

現在、新生児訪問件数が減少している現状から、電話や「何でも相談日」、「乳幼児健診」、「育児教室」などで相談対応を実施しています。

平成21年度には、平成22年度以降の赤ちゃん全戸訪問（4か月未満）事業実施に向けて、赤ちゃん訪問を実施しています。

[課題・今後の方向性]

平成22年度以降、赤ちゃん全戸（4か月未満）訪問事業の実施と第1子及び低体重児の新生児訪問または電話訪問を実施し、訪問事業及び相談体制の充実を図っていきます。

[具体的事業目標値] 赤ちゃん全戸訪問（4か月未満）

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
年間30人		年間122人

No 16 相談事業の充実

担当課

住民保険課

[事業概要と現状]

妊娠中の体の不安や今後の育児不安等に保健センターの保健師が対応し、必要に応じて経過観察や電話相談、訪問指導、新生児訪問等の早期連絡を実施しています。

子育て中の親の悩みや育児に関する様々な不安の軽減を図るために、保健センターの保健師等が、面接や電話での育児相談を実施しています。

毎月、「何でも相談日」を設定し、育児相談や乳幼児健康診査後の経過観察や育児不安の相談に応じています。

平成 17 年度より、参加者の希望により育児教室を開催していない週に、フリースペース「ピヨピヨひろば」として保健センターを開放し、子育て中の母親や子どもの交流の場の提供を行うとともに、保護者の相談対応を行っています。

[課題・今後の方向性]

母子健康手帳交付時の状況と合わせて、赤ちゃん全戸訪問へつなげ、相談機能の充実を図っていきます。

[具体的事業目標値] 赤ちゃん全戸訪問（4 か月未満）

平成 21 年度（見込み）	⇒	平成 26 年度（目標）
年間 30 件		年間 122 件



No 17 母親教室・両親教室・育児教室の充実

担当課

住民保険課

[事業概要と現状]

妊娠期におこる体の変調やお産に対する不安、今後の育児への不安を解消または軽減し、心身ともに健康に過ごすことができ、出産後も子どもが健やかに育つ環境づくりができるように、他課と協力し「母親教室」を開催しています。

また、父親の妊娠期からの協力が重要であるため、母子健康手帳交付時に父子健康手帳（冊子）を配布するとともに、母親教室の中の1回を「両親教室（パパ・ママ教室）」として開催し、父親としての自覚を高め、積極的な育児参加が図れるように子育て力の向上に努めています。

さらに、保育所や幼稚園に通っていない子育て中の家庭を対象に、子どもが健やかに育つ環境づくりの指導や育児不安や悩みなどの軽減を図るために、育児教室（ピヨピヨ教室）を毎月2回開催しています。

[課題・今後の方向性]

地域の育児力を高めるために、様々な子育てボランティアや関係機関と連携し、保護者に対して積極的に子育て支援を実施していきます。

[具体的事業目標値] 母親教室

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
年間16人		年間30人

[具体的事業目標値] パパママ教室

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
年間1組		年間5組

[具体的事業目標値] 育児教室

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
年間645人		年間700人

2. 「食」に関する学習機会の充実

「食」は人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本です。

ところが現在、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせといった、心と身体の健康問題が子どもたちの間に生じています。

このため川崎町では、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着等を図るため、様々な事業を実施していますが、今後ともボランティアグループや関係機関と協働して、食育に関する講座の開催、食に関する相談等を通じて、知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

No 18 「食」に関する学習機会の充実	担当課	住民保険課
----------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

まず「母親教室」の中で、妊娠期に必要な栄養や離乳食、望ましい食習慣について学ぶための栄養教室を開催しています。次に「育児教室」の中で、子育て中におこる食事の問題や適切な食生活についての学習の機会を増やし、情報提供を行っています。その他、乳幼児期からの正しい食事のとり方、望ましい食習慣の定着などを目的とした栄養教室を開催しています。

また、平成19年度より、子育て中の母親を対象に、乳幼児の食事をきっかけに「食」について考える「乳幼児食おはなし広場」を開催しています。

[課題・今後の方向性]

今後も、「食」に関する学習機会の充実を図っていきます。

[具体的事業目標値] 学習会

平成21年度（見込み） 年間2回	➡	平成26年度（目標） 年間5回
---------------------	---	--------------------

3. 「性」に関する正しい知識の普及

母性、父性について正しく理解し、自他を大切にする心を育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行う必要があります。

また、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大、喫煙・飲酒や薬物の有害性についても正しい基礎知識の普及を図ることが重要です。

このような既存事業を継続して実施するとともに、ストレス等様々な要因により危険行動に陥りやすい子どもの相談体制の整備を推進します。

N○19 思春期に起こりえる心の問題に対するための
相談体制の整備を推進

担当課

住民保険課

[事業概要と現状]

川崎町では平成14年度から、学童期・思春期における身体の変化や心の問題に対応するために学校保健と連携して、小学校5年生へ身体・命についての講話を実施しています。

乳幼児健診や育児教室で聞かれる親の声や、8種類の泣き声を出す「赤ちゃん人形」のお世話を通して、親への感謝や小さな子どもを守る気持ちを育むことを目的としています。子どもたちの感想からは、「親がどんな思いで生み育ててくれたか」「いかに自分が大事にされてきたか」など親への感謝の気持ちが聞かれました。

また、平成16年度からは希望する中学校において、若年妊娠出産等の問題に対応するための子育て類似体験事業を実施しています。生徒が赤ちゃん人形で育児体験することにより、親になることの責任や大変さを真剣に考えるきっかけづくりを目的としています。

[課題・今後の方向性]

「性」に関する正しい知識の普及を今後も継続していきます。

また、自殺対策として「心の健康づくり講演会」を実施し、思春期に起こりえる心の問題に対する相談体制の整備推進を、関係機関と協力して実施していきます。

[具体的事業目標値] 「性」に関する教室（「思春期教室」）

平成21年度（見込み）
年間1回 小学校 4校
年間1回 中学校 1校



平成26年度（目標）
年間1回 小学校 4校
年間1回 中学校 3校

[具体的事業目標値] 「心の健康づくり講演会」

平成21年度（見込み）
年間1回



平成26年度（目標）
年間1回

4. 小児医療の充実

現在、小児医療に関する問題は全国どこでも大きな問題となっています。ニーズが増えてきているのに対して、対応できる病院の不足、小児科医の不足など様々な問題が取り上げられています。

川崎町でもそういった現状を受けて、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため、町立病院や地域の医療機関と連携しながら、子どもの医療サービス体制の充実を進めます。

また、子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置が重要になってくることから、親を対象とした講座の開催や、消防関係者との連携による病院前救急医療体制の推進を図っていきます。

N o 2 0 小児医療の充実

担当課

町立病院

[事業概要と現状]

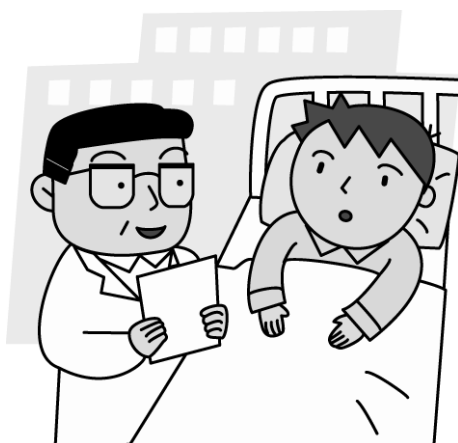
現在、川崎町内では民間小児科医療機関 1 機関がありますが、町立病院（公的医療機関）の小児科は医師不在により休診中であり、医師確保に努めていますが、未だ確保には至っておりません。

[課題・今後の方向性]

町立病院の現状は、内科医の医師で対応していますが、小児医療の充実を図るためにも医師確保に継続して努めていきます。

[具体的事業目標値]

平成 21 年度（見込み）	➔	平成 26 年度（目標）
1 機関		2 機関



第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親の育成

小・中・高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むため、保育所・幼稚園・学校等と連携して、乳幼児とふれあう機会を広げる事業を推進します。

No.21 次代の親の育成	担当課	社会教育課
---------------	-----	-------

[事業概要と現状]

現在、公民館活動推進協議会・子ども会育成会連合会が協力して、「親子ふれあいカローリング大会」などを実施し、子どもと大人のふれあいの場づくりに努めています。

[課題・今後の方向性]

各公民館を拠点に地域づくりを推進していく上で、子どもを持つ親の公民館活動推進協議会・子ども会育成会連合会共催での取り組みが始まって3年目を迎えているので、取り組みを定着させ、その内容と関係団体を拡げていきます。

[具体的事業目標値] カローリング大会

平成21年度（見込み） 参加数 13 チーム	➔	平成26年度（目標） 参加数 30 チーム
---------------------------	---	--------------------------



2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

小人数授業や総合的な学習の時間、地域人材の活用などによる多様な教育プログラムを積極的に取り入れることにより、学校教育におけるきめ細かな指導を進め、知識・技能・体力の向上を図るとともに、子どもが自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決していける能力を育みます。

また、地域や学校などの関係機関と連携し、様々なイベントを学校外で開催し、子どもの豊かな心の育成などを図っていきます。

No.22 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	担当課	教務課 社会教育課
---------------------------------	-----	--------------

[事業概要と現状]

平成20年度より児童・生徒の学力向上を学校現場より図る「学力向上対策委員会」及びその結果を検証する「検討委員会」を設置しています。また、毎週水曜日を「テレビ見ないデー」としたり、年2回の教職員及び保護者を対象とした教育講演会も実施しています。

[課題・今後の方向性]

児童・生徒の基礎学力の向上と、家庭や地域との連携の強化が緊急な課題であり、そのための環境の整備を行っていきます。また、「放課後子ども教室」を開設して、地域の方々の参画を得ながら勉強やスポーツ・文化活動の取り組みを通じ、子どもたちが地域社会でたくましく生きる力を育む環境づくりを推進します。

[具体的事業目標値] 放課後子ども教室

平成21年度（見込み） 年間0教室	⇒	平成26年度（目標） 年間4教室
----------------------	---	---------------------



3. 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てる観点から、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域との連携の下に、家庭教育力及び地域教育力を向上させることができる取り組みを推進します。

N o 2 3 家庭や地域の教育力の向上	担当課	社会福祉課 教務課 社会教育課
----------------------	-----	-----------------------

[事業概要と現状]

家庭の養育力の向上を推進することを目的として、「心ゆたかな家庭づくり推進事業」を実施しています。その他、「日中交流水墨画公募展」、でんじろう先生の「おもしろ科学教室」などを実施し、学校や家庭だけではなく地域の中で学ぶことの楽しさを感じてもらえるよう努めています。

また、「少年野球大会」や「ゴルフ教室」などスポーツを通して地域と関わり、子どもたちの視野を広げる事業を実施するとともに各事業の充実を図っています。その他、各小中学校の現状や具体的な取り組みなどを学校だよりや学級通信により、積極的に情報を家庭や地域に提供し、学校との連携を呼びかけています。

[課題・今後の方向性]

教育環境の真の整備のためには、学校のみならず家庭・地域の教育力の向上が不可欠であり、今後は積極的な情報提供を行い、学校・家庭・地域・関連機関の連携強化を図っていきます。

[具体的事業目標値] 少年野球大会等

平成 21 年度 (見込み) 21 事業	⇒	平成 26 年度 (目標) 21 事業
-------------------------	---	------------------------

[具体的事業目標値] スポーツ・文化教室等

平成 21 年度 (見込み) 2 講座	⇒	平成 26 年度 (目標) 2 講座
------------------------	---	-----------------------

[具体的事業目標値] 心ゆたかな家庭づくり推進事業

平成 21 年度 (見込み) 私立保育所 8 園 無認可保育所での事業実施 1 園	⇒	平成 26 年度 (目標) 私立保育所 8 園 無認可保育所での事業実施 1 園
---	---	--

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

1. 良好な居住環境の確保

子育て期にある多子世帯等が、子どもを安心して育てる居住環境を確保するため、公営住宅への優先的入居や良質な民間賃貸住宅の確保に資する情報提供を進めます。

No.24 良好な居住環境の確保	担当課	住宅管理課
------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

多子世帯等の公営住宅への優先的入居について、家族形態を考慮し、優先的入居に努めています。

[課題・今後の方向性]

多子世帯等の公営住宅への優先的入居事業の推進を図っていきます。

[具体的事業目標値]

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
0世帯		2世帯



2. 安全な道路交通環境の整備

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等犯罪の防止に配慮した環境設計を推進します。

No.25 安全な道路交通環境の整備	担当課	防災管財課
--------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

子どもたちやお年寄りなどの交通弱者を交通事故から守るため、カーブミラーを設置しています。

[課題・今後の方向性]

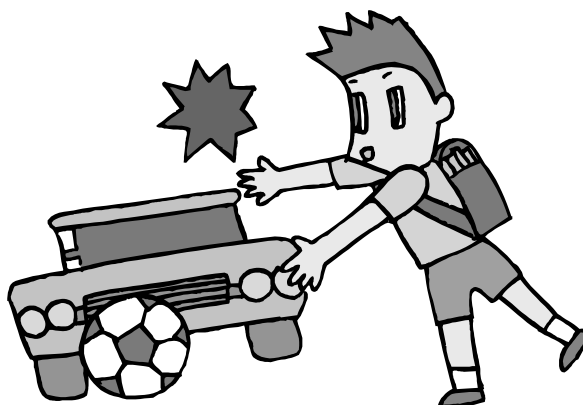
歩道の設置や信号機の設置、ガードレールの設置等、他の関係課との協議により、より安全な交通環境の整備に努めます。

[具体的事業目標値] ガードレール

平成21年度（見込み） 年間 90m	⇒	平成26年度（目標） 年間 90m
-----------------------	---	----------------------

[具体的事業目標値] カーブミラー

平成21年度（見込み） 年間 16か所	⇒	平成26年度（目標） 年間 16か所
------------------------	---	-----------------------



3. 安全・安心まちづくりの推進等

子どもたちが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、通学路の危険か所の把握などを行います。また、生活に危惧を及ぼす犯罪・事故・災害を未然に防止するためには、行政や警察等のみならず、子ども自身や親を含め、地域住民の一人ひとりが協力して安全体制・防犯体制を整備していく必要があります。

No.26 安全・安心まちづくりの推進等	担当課	防災管財課 教務課
----------------------	-----	--------------

[事業概要と現状]

夜間防犯のための防犯灯の設置を行っています。また、児童・生徒が日常的に登下校の際に通行する通学路については、学校を中心に危険か所をはじめとする状況の把握に努め、必要に応じ教育委員会により応急処置及び道路管理者へ改善要求を行っています。

[課題・今後の方向性]

児童・生徒の安全な登下校のためには、通行する道路状況の正確な把握が必要であり、今後とも防犯灯設置を進めるとともに、常に点検を行い状況把握に努めます。

[具体的事業目標値] 防犯灯

平成21年度（見込み） 年間30か所	➡	平成26年度（目標） 年間30か所
-----------------------	---	----------------------



第5章 職業生活と家庭生活との両立支援

1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等（家庭内の子育て）に対する負担感や不安を緩和するため、男性を含めたすべての人が、仕事と生活の時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、広報・啓発活動を積極的に推進します。

No.27 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	担当課	企画情報課 農商観光課
---------------------------------	-----	----------------

[事業概要と現状]

企業誘致等による、雇用機会の提供を進め、雇用情報等の広報啓発活動を積極的に実施しています。

また、広報紙や農商観光課窓口において、就職支援セミナー、女性のための就職説明会などのパンフレット配布等、啓発と情報提供を行っています。平成20年度には、町内の就業者を対象に、健康に生き生きと仕事をするための「健康増進セミナー」を福岡県、商工会議所と共催し、職場で簡単にできるエクササイズ講習を行いました。

[課題・今後の方向性]

固定的な性別役割や職場意識改革をはじめ、労働時間の短縮、育児休業の取得推進、子育て応援宣言企業への登録勧奨、企業誘致など、子育てしやすい雇用環境実現に向けて労働者、事業者、地域住民向け講座を開催するなど積極的に広報啓発・情報提供を行っていきます。

[具体的事業目標値] 企業・従業員向け講座

平成21年度（見込み） 1講座	⇒	平成26年度（目標） 3講座
--------------------	---	-------------------

[具体的事業目標値] 子育て応援宣言企業

平成21年度（見込み） 13社	⇒	平成26年度（目標） 30社
--------------------	---	-------------------

2. 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立は、働く保護者にとって大きな問題であることから、これまでの働き方を見直し、子育てをしながら働いている人への配慮や、男女を問わずすべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた多様な働き方が選択でき、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

N o 2 8 仕事と子育ての両立支援	担当課	社会福祉課
---------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

保護者の仕事と子育ての両立支援のため、各保育サービスの整備及び放課後児童健全育成事業を実施しています。

[課題・今後の方向性]

今後は仕事と子育ての両立支援のため、町民や事業所、関係団体に対し広報・啓発を行い、保護者が安心して子どもを育てられる環境づくりを進めていきます。また、育児休業等の制度の積極的活用の促進及び育児休業後の円滑な職場復帰の環境づくりに向けた啓発を実施します。

[具体的事業目標値] 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（P23 再掲）

平成 21 年度（実数）	⇒	平成 26 年度（目標）
214 人/5 か所		230 人/5 か所
※平成 21 年 4 月現在の クラブ登録児童数		※平成 21 年 4 月時点の クラブ登録児童数

[具体的事業目標値] 一時預かり事業（一時保育事業）（P26 再掲）

平成 21 年度（見込み）	⇒	平成 26 年度（目標）
9 か所		9 か所

[具体的事業目標値] 通常保育事業（P29 再掲）

平成 21 年度（実数）	⇒	平成 26 年度（目標）
755 人		640 人
※平成 21 年 4 月現在の入所児童数		※平成 26 年 4 月時点の入所児童数

[具体的事業目標値] 延長保育事業（P30 再掲）

平成 21 年度（見込み）	⇒	平成 26 年度（目標）
67 人/9 か所		70 人/9 か所
※1 日あたりの平均利用児童数		※1 日あたりの平均利用児童数

第6章 子ども等の安全の確保

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るためには、行政や警察等のもとより、保育所、学校、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高めていくとともに、お互いが連携を図り、総合的な交通安全対策を推進していくことが重要です。

川崎町では関連機関が連携し、チャイルドシートの使用方法やスクールバスの運行などを行っています。

No.29 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進	担当課	社会教育課 教務課
------------------------------	-----	--------------

[事業概要と現状]

地区公民館、老人大学で交通安全教室を実施しています。また、「子ども110番の家」への協力件数の拡大に努めています。

また、平成18年度より、小学校統廃合に伴い、遠距離登校児童に対するスクールバスの運行を実施しています。

[課題・今後の方向性]

今後も地区公民館、老人大学で交通安全教室を実施していきます。また、「子ども110番の家」への協力件数の拡大に努めていきます。

さらに今後は、地域住民の協力を得て、児童の登下校時等に見守りを行う「子どもパトロール」などの実施と拡大に向けて、関係機関との連携を図っていきます。

[具体的事業目標値] 子ども110番の家

平成21年度（見込み） 427戸	➡	平成26年度（目標） 500戸
---------------------	---	--------------------

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等

子どもを犯罪の被害から守るため、関係機関・団体と連携した防犯パトロール活動や防犯講習の実施等を支援します。

N○30 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等	担当課	防災管財課 社会教育課 社会福祉課
------------------------------	-----	-------------------------

[事業概要・現状]

平成18年に池尻校区防犯協議会を設立し、旧池尻交番跡を「池尻校区防犯協議会連絡所」とし、池尻地区8行政区で組織、毎月第2水曜日午後7時に行政区長を中心に交通安全協会会長、地元関係者が集合し、様々な問題解決に向け協議を行っています。

また、補導委員、小・中学校教師、行政職員による小学校4校区での毎月の補導委員会（定例会）を実施するとともに、委員会を中心にあいさつ運動、夜間巡回・夜間補導を実施しています。

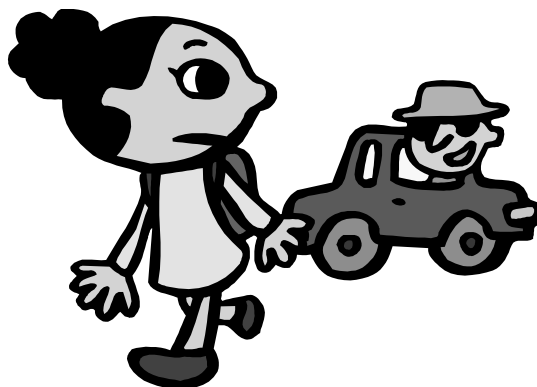
[課題・今後の方向性]

池尻地区だけでなく、町全体の学校区で池尻校区防犯協議会と同様の活動が実施できるよう努めていきます。

また、補導委員会について、今後は組織強化を図っていきます。

[具体的事業目標値] 補導委員の数

平成21年度（見込み） 46人	➡	平成26年度（目標） 54人
--------------------	---	-------------------



3. 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し、きめ細やかなサポートを行います。

No.31 被害に遭った子どもの保護の推進	担当課	教務課 住民保険課 社会福祉課
-----------------------	-----	-----------------------

[事業概要と現状]

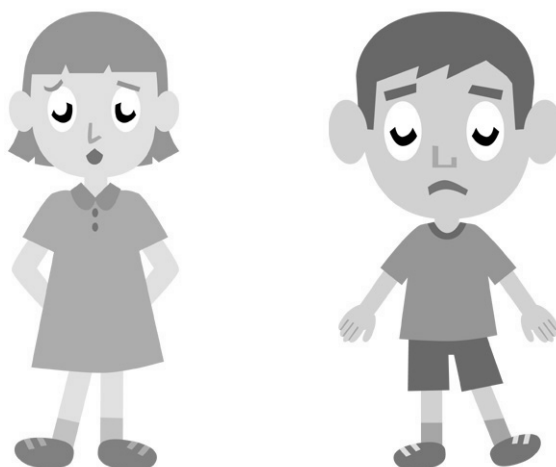
子ども等の安全の確保のため、関係機関が連携して被害児童生徒に即応できるための体制づくりに努めるとともに、個別ケース検討会議を行い、サポート実施についての検討を行っています。また、虐待への取り組みが必要な家庭への定期訪問や療育相談対応を行っています。

[課題・今後の方向性]

子どもの安全を確保し、あらゆる被害を防止するため、今後とも関係機関とより一層の連携強化に努め、あわせて適切なサポートが実施できるよう正確な情報収集に努めます。また、川崎町要保護児童対策地域協議会（平成21年10月設置）の機能強化に努めます。

[具体的事業目標値] 専門的相談員

平成21年度（見込み）	⇒	平成26年度（目標）
1人		3人



第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

1. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防から未然防止、早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、関係機関と緊密に連携し、虐待防止ネットワークの充実を図っていきます。

No.32 児童虐待防止対策の充実	担当課	住民保険課 社会福祉課 教務課
-------------------	-----	-----------------------

[事業概要と現状]

平成19年4月に川崎町児童虐待防止ネットワーク協議会を設置し、個別ケース会議を開催してきましたが、平成21年10月に川崎町要保護児童対策地域協議会に移行し、代表者会議、個別ケース検討会議等を必要に応じて開催し、要保護児童等への適切な保護を図るため、地域、学校、行政、警察、児童相談所等の関係団体との連携を図っています。

[課題・今後の方向性]

要保護児童等への支援や適切な保護を図るための情報交換や関係機関との連携を強化し、子育て支援センターを中心に児童虐待の予防や早期発見、早期対応に努めます。

また、次代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりを推進するため、「子どもの権利条約」の趣旨について普及、啓発を行うとともに「川崎町子どもの権利条例」の制定に努めます

[具体的事業目標値] 児童虐待防止研修会

平成21年度（見込み） 年間1回	➡	平成26年度（目標） 年間1回
---------------------	---	--------------------

2. 母子家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が急増している中で、ひとり親家庭に対する相談体制を充実するとともに、母子家庭等の児童の健全育成を図るため、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう家庭生活支援員による生活支援を行います。

N o 3 3 母子家庭等の自立支援の推進	担当課	社会福祉課
-----------------------	-----	-------

[事業概要と現状]

日常生活支援事業（エンジェルサポーター事業）を実施しています。

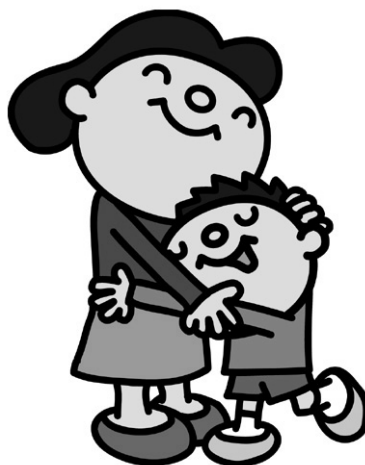
[課題・今後の方向性]

離婚の増加等により、ひとり親家庭の世帯が増え、中でも母子世帯が増えています。母子家庭の母親は就業状態も厳しく、それにより生活も厳しくなっています。各種手当や助成も行っていますが、母子家庭の自立を促進するため継続して関係機関と連携し相談体制の充実を図っていきます。

また、父子世帯も生活面での悩みも多いため、同様に家事・育児に対する相談体制を整備するとともに、日常生活支援事業（エンジェルサポーター事業）の利用促進に努めます。

[具体的事業目標値] エンジェルサポーター事業（P25 再掲）

平成 21 年度（見込み）	⇒	平成 26 年度（目標）
年間 0 人		年間 20 人



3. 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが、地域で健やかに育つため、家族に対し療育方法などの情報提供や、障がい児自立支援制度の活用を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた継続的、かつ、適切な支援活動を実施します。

また、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断を推進するとともに、在宅サービスの充実、就学相談等障がい児の健全な発達を支援します。

No.34 障がい児施策の充実	担当課	社会福祉課 住民保険課
-----------------	-----	----------------

[事業概要と現状]

川崎町では、障がいのあるお子さんの障がい児保育・学童クラブへの受け入れを実施しています。また、平成17年度から子ども療育相談を毎月2回実施し、子どもの発達、情緒・行動面の問題や子育てなどの様々な課題と福祉・保健・医療制度の利用などの幅広い相談を行っています。

[課題・今後の方向性]

事業の継続的实施と充実を図るため、毎月2回の相談日に加え、障がい者支援センター「くれそん」と連携し、新たに設置予定の「地域子育て支援センター」で毎月1回程度の療育相談を実施します。

また、子どもや子育てに関わる人材、専門的な知識を有する人材を育成し、あらゆる機会を通じ、親が気軽に相談できる支援体制づくりを推進します。

[具体的事業目標値] 療育相談

平成21年度（見込み） 年間24回	➡	平成26年度（目標） 年間36回
----------------------	---	---------------------

第8章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制

本計画を着実に推進するため、全庁的な連携のもと、総合的な取り組みを進めます。このため、子どもに関する施策を総合的に推進する部署の設置を含め、子ども行政の一元化を図り、ワンストップサービスの実現を目指します。

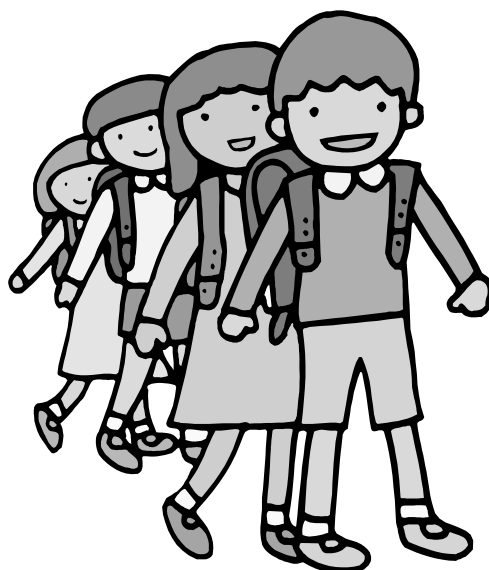
また、福祉、医療、教育、保健などの関係部署からなる、連絡調整の場を設置し、本計画における施策の進捗状況及び点検、評価を行い、次年度以降の施策の推進に反映させていきます。

2. 住民と関係機関などと連携した推進体制

本計画の基本理念である「川崎町に生まれて・住んでよかったと思えるような子育てしやすいまちづくりの推進」の実現のためには、子育て中の家庭はもとより、地域住民や職場、学校などの関係団体や関係機関の参画が不可欠です。

このため、本計画の内容や進捗状況などを、町広報紙やホームページに掲載し、広く住民に周知を図り、理解を深めていきます。

また、子育て支援に関わる団体や機関などから構成する「川崎町次世代育成支援対策地域協議会」において、計画の進捗状況及び点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



資料編

資料 1

川崎町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 川崎町次世代育成支援対策行動計画の策定及びこれに基づく措置の実施に関し、多様な分野からの意見を聴取するため、川崎町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎町次世代育成支援対策行動計画の策定に関すること。
- (2) 川崎町次世代育成支援対策の総合的推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会の委員は、9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(地域協議会)

第4条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 地域協議会の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営その他必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(特例措置)

最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

資料 2

川崎町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

職名	所 属	氏 名
会長	学識経験者（福岡県立大学）	准 教 授 中 村 晋 介
副会長	ブックスタート実行委員会 おはなし広場もこもこ	実 行 委 員 長 秋 元 裕 子
委員	川崎町民生・児童委員連絡協議会	主任児童委員 中 村 香 代 子
委員	川崎町社会福祉協議会	社 会 福 祉 士 山 本 直 子
委員	川崎町私立保育園連盟	こばと保育園長 榎 木 義 人
委員	川崎町要保護児童対策地域協議会	川崎小学校長 山 本 克 記
委員	川崎町行政区長会	東 豊 区 長 田 中 修
委員	川崎町立同和保育所	所 長 上 條 美 智 子
委員	住民保険課保健係	保 健 師 石 神 宣 子
庶務	社会福祉課 子ども係	課 長 補 長 奥 弘 嘉 係 員 佐 奥 昭 仁 係 員 藤 川 善 和 係 員 四 郎 丸 史 代 係 員 伏 見 槇 規 係 員 月 俣 仁 美

資料 3

川崎町の子育て支援に関する調査

－ 報告書 －

【調査の目的】

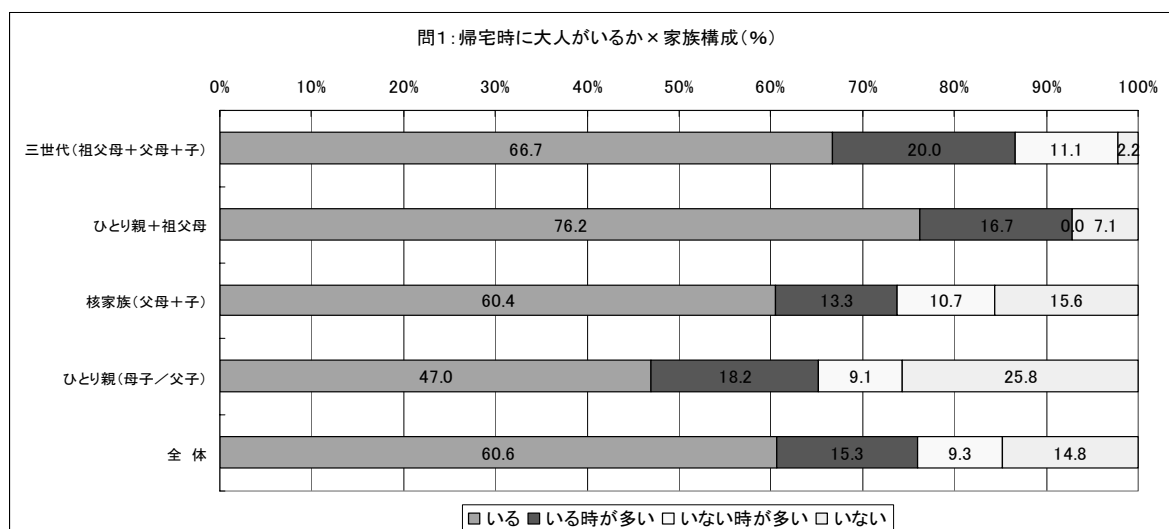
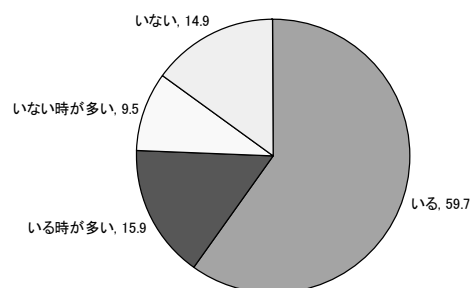
この調査は、「川崎町次世代育成支援対策行動計画」の見直しの基礎資料として、子育て中の方と生活の調和（ワークライフバランス）に対する意識等を把握するために実施しました。

【調査設計及び回収結果】

	川崎町の子育て支援に関する調査
調査対象	川崎町にお住みの就学前児童と小学生を養育する保護者世帯
調査方法	郵送配布－郵送回収
配布数	1, 319世帯
回収数（回答率）	573世帯（43.4%）
調査期間	平成20年9月1日～平成20年10月10日
集計分析機関	福岡県立大学 分析担当者は以下の通り 問 1～問 8：中村 晋介 問 9～問14：上野 行良 問15～問18：麦島 剛

問1：子どもが小学校から帰ってきた時、自宅に大人の方がおられますか？

「小学生の子どもはいない」と答えたケース（158件）、及び無効回答（12件）を除いてパーセンテージを算出すると、「いる」が全体の59.7%、「いる時が多い」が15.9%で、この両方で全体の約4分の3を占める。「いない時が多い」「いない」を合計すると25.4%。家族形態との連関を探ってみると、核家族やひとり親家庭の場合に大人が不在となっているケースが増えている。

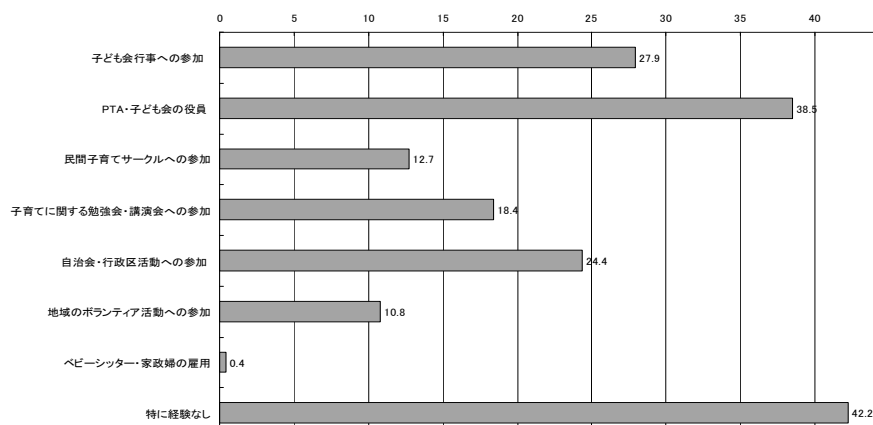
**問2：子育てに関する各種行事・サークルなどへの参加経験？**

以下のような経験がありますか？（複数回答）

- (1) 子ども会への参加
- (2) PTAの役員・子ども会の役員
- (3) 民間の子育てサークルへの参加
- (4) 子育てに関する勉強会・講演会への参加
- (5) 自治会・行政区の活動への参加
- (6) 地域のボランティア活動への参加
- (7) ベビーシッターや、育児を主な目的としたお手伝いさんを備う
- (8) 特に経験はない

「子ども会」「PTA」「子育てサークル」「行政区」活動など、地域でおこなわれている各種の活動に対する参加度を質問した。最も多かったのは「PTA・子ども会への役員」の38.5%、ついで「子ども会行事への参加」27.9%、「自治会・行政区活動への参加」24.4%と続く。一番上の子どもの学年と比較すると、子どもの学年が上がるにつれて、「これらの経験が『全くない』と答えた人の

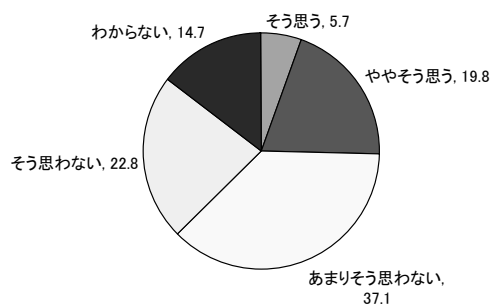
比率は大幅に下がる。小学校や中学校を通して、PTAや子ども会といったフォーマルな子育てグループへの関与がなされているようだ。また、家族形態との連関を調べると、ひとり親家庭で「経験がない」と答えた比率が上がっている。地域から孤立しがちなひとり親家庭を包み込む政策が必要だろう。



問3：川崎町での子育てについて

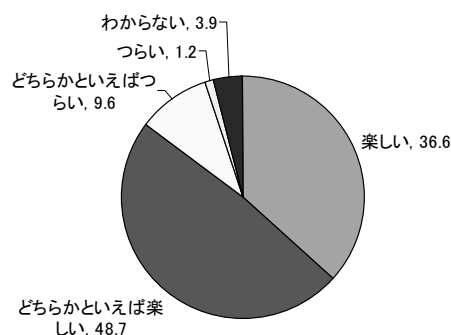
(1)川崎町での子育てはしやすい環境だと思いますか？

川崎町が「子育てしやすい環境」だと考えている人の比率は全体の1/4程度に過ぎなかった。



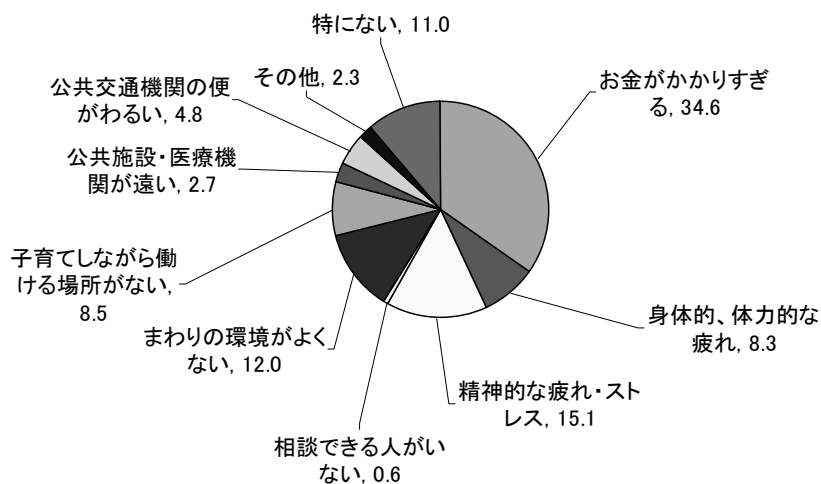
(2)子育ては楽しいと感じていますか、それともつらいと感じていますか？

全体の8割以上が子育てを「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えている。



(3)子育てをする中で、いちばん負担になっていることは何ですか？

「子育てをする中でいちばん負担になっていること」として、最も多い回答は「金銭的負担」(34.6%)であった。私鉄バス路線や鉄道の廃止をうけて、われわれは「公共交通機関の便が悪い」「公共施設・医療機関が遠い」といった選択肢も用意していたが、これらを選んだ人は予想よりはるかに少なかった。これは回答者のほとんどが自家用車免許を持っていたことに由来しているのだろう。



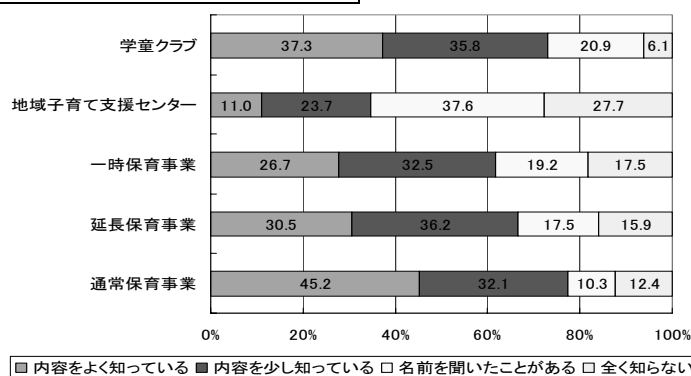
(2)の集計結果に見られるように、全体の8割以上が子育てを「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えている。しかし川崎町が「子育てしやすい環境」だと考えている人の比率は全体の1/4程度に過ぎなかった。

「子育てをする中でいちばん負担になっていること」として、最も多い回答は「金銭的負担」(34.6%)であった。私鉄バス路線や鉄道の廃止をうけて、われわれは「公共交通機関の便が悪い」「公共施設・医療機関が遠い」といった選択肢も用意していたが、これらを選んだ人は予想よりはるかに少なかった。これは回答者のほとんどが自家用車免許を持っていたことに由来しているのだろう。

問4：川崎町で現在おこなわれている子育て支援事業の認知度

川崎町では以下の事業をしていますが、どのくらい知っていますか？

- (1)通常保育事業
- (2)延長保育事業
- (3)一時保育事業
- (4)地域子育て支援センター
- (5)学童クラブ

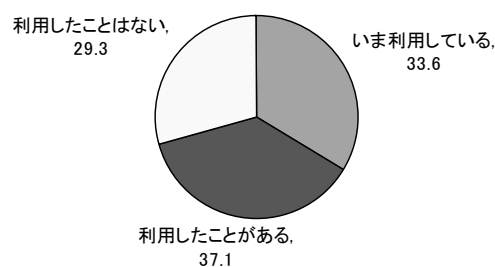


川崎町で現在実施されている5つの事業について認知度を調べた。「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」の合計が最も多かったのは通常保育事業であり(77.3%)、ついで学童クラブ(73.1%)、延長保育事業(66.7%)となった。地域子育て支援センターは「名前を聞いたことがある」「全く知らない」と回答した者の比率が全体の6割を超えている。同センターの認知度を上げる工夫が必要だろう。

問5：通常保育事業の利用状況

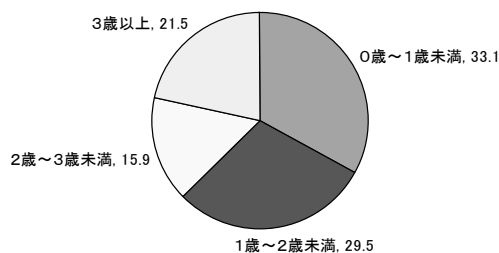
(1)お子さんが、通常保育事業を利用したことはありますか？

通常保育事業を「いま利用している」「利用したことがある」者は全体の70.7%。家族形態との連関を見ると、ひとり親家庭で利用率が多少高くなっていた。また、一番上の子の年齢が高くなればなるほど、利用経験がある回答者が多い。子どもが生まれてから成長するプロセスのどこかで通常保育事業を必要とする住民が多いことがうかがえる。

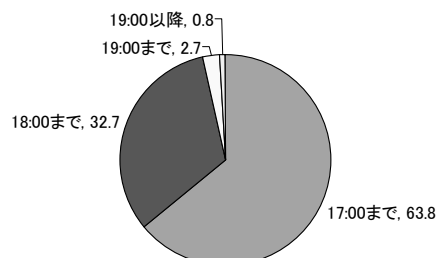


(2)利用したことがある方にお聞きします。どのくらいの期間利用されていましたか？

通常保育事業の利用開始年齢を質問したところ、「0～1歳未満」が33.1%、「1～2歳未満」が29.5%、2～3歳未満が15.1%、3歳以上が21.5%となっている。

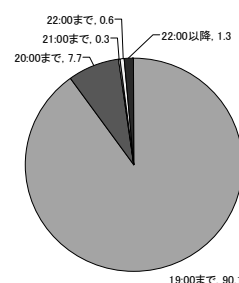


(3)お子さんを、何時くらいまで保育施設にあずけておられますか？



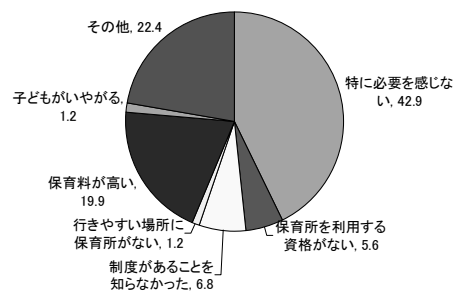
(4)何時まで、お子さんを保育施設にあずかってもらいたいですか？

「何時まであずかってもらいたいか」を質問した。実際にあずけている時間は、17:00までが63.8%、18:00までが32.7%となり、ここまでで全体の9割を超える。「あずかってもらいたい希望時間」については、「19:00まで」と答えた者が90.1%、「20:00まで」と答えた者が7.7%となっていた。町民のほとんどは、保育所に夜遅くまで子どもをあずける必要を感じていない。



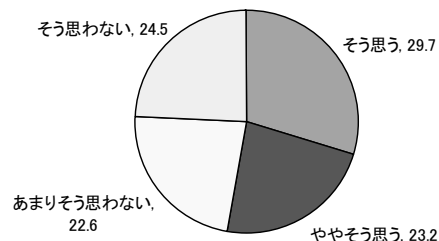
(5)この制度を利用しない（しなかった）理由は何ですか？

「利用しなかった理由」を質問したところ、「特に必要を感じない（なかった）」が約4割、「保育料が高い」が約2割であった。理由として「その他」を挙げた者の多くは、「まだ子どもが小さい」「（子どもが）生まれたばかり」というただし書きを附記している。「行きやすい場所に保育所がない（なかった）」「利用時間があわない」といった項目を理由としてあげた者の比率は予想以上に少なかった。



(6)可能であれば、この制度を利用したい（したかった）ですか？

肯定的な回答と否定的な回答がほぼ半々に分かれた。



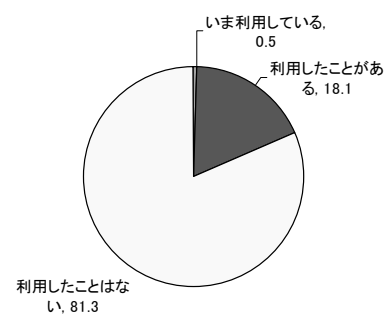
(7)今後、通常保育事業を新たに利用する予定はありますか？

「ある」と答えた者は27.6%、「ない」「わからない」はそれぞれ50.7%、17.1%であった。図表は省略するが、この回答が一番上の子どもの年齢、一番下の子どもの年齢が大きく関連している。一番上の子どもの年齢が高いグループは「今後の利用予定はない」と答える傾向、一番下の子どもの年齢が低いグループは「今後の利用予定がある」と答える傾向にあった。

問6：一時保育事業

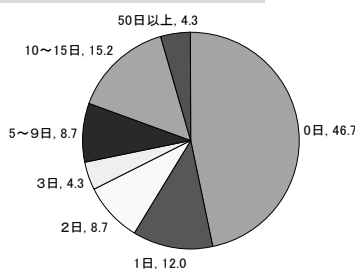
(1)お子さんが、一時保育事業を利用したことはありますか？（無効回答10名）

利用経験があると答えた者（現在利用中の3名を含む）は105名（18.1%）、利用したことがない者は562名（81.3%）であった。



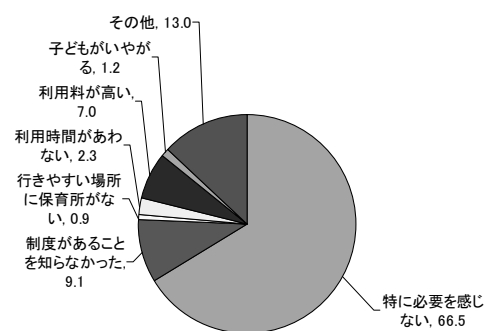
(2)利用したことがある方におききます。この1年の間に何回くらい利用されましたか？

「0日」が47.3%、「1～2日」が20.9%、「3～5日」が12.1%、「6～10日」が12.2%で、ここまでで全体の9割以上を占めている（ただし、利用日数を50日以上と回答した者も4名いたことに注意を喚起する）。年間の利用日数がゼロと答えた者は、子どもがもっと小さい時期にこの制度を利用したものだろう。



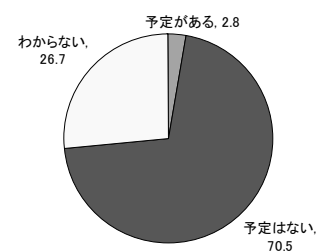
(3)利用したことがない方におききます。利用しない（しなかった）理由は何ですか？

「特に必要を感じない」が全体の7割近くを占めた。それ以外に目立つ回答としては「制度があることを知らなかった」（9.1%）、「利用料が高い」（7.1%）である。



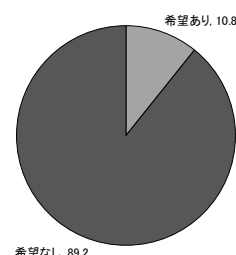
(4)今後、一時保育事業を利用する予定はありますか？

質問に関して「はい」と答えた者の比率は著しく低い（2.8%）。



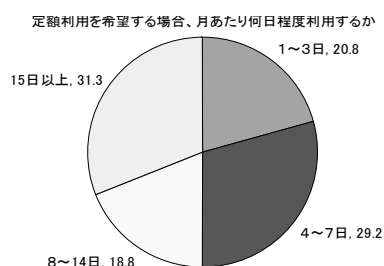
(5)月額で一時保育を利用したいと思いますか？

「定額で一時保育を定期的に利用したいか」と質問した場合には「はい」と答えた者の比率が少し上がる（10.8%）。



ご希望がある場合には月に利用したい日数と、1日に利用したい時間を書いてください？

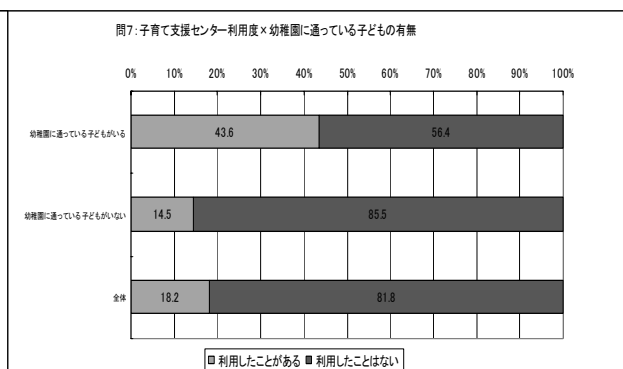
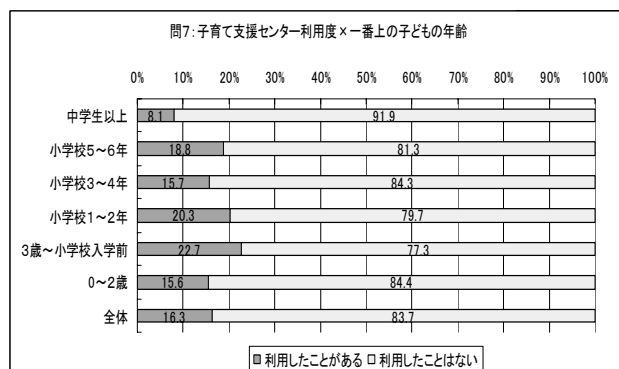
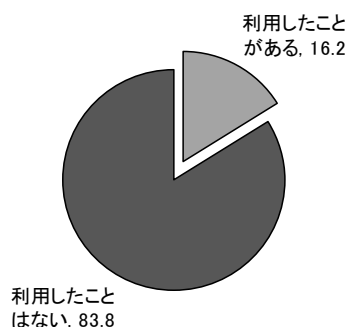
定額利用を求めている人びと（48名）を対象を限定して、希望する月あたりの日数を調べてみたが、「1～2日」から、「15日以上」にいたるまでバラバラであり、特定の傾向は見いだされなかった。時間的には1日あたり「5～8時間」の保育を望む声が多い。



問7：地域子育て支援センター事業

あなたとお子さんは、地域子育て支援センターを利用したことがありますか？

地域子育て支援センターを利用したことが「ある」と答えた者は全体の約16%（91名）。他の項目との連関を見ていったところ、一番上の子どもの年齢が低い家庭で利用者が増えていること、現在幼稚園に通っている子どもを持つ家庭で利用者が増えていることが明らかになった。このセンターの性格や設立年次を考えると当然の結果だろう。なお、家族構成、保育施設に通っている子どもの有無とは連関がみられなかった。

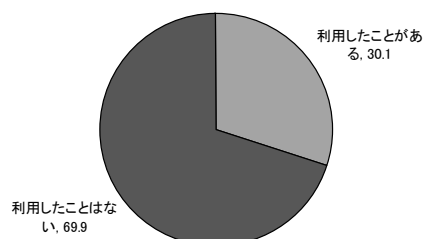


問8：学童クラブ事業

(1)お子さんは、「学童クラブ」を利用したことがありますか？

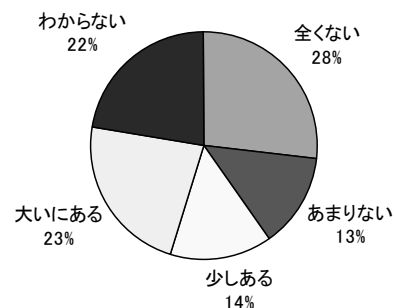
(ある場合)一週間あたり何日くらい利用していますか？

学童クラブ利用の有無を質問したところ、「利用したことがある（現在利用中を含む）」との回答は全体の約3割（168名）であった。週当たりの利用日数は、「5日」が10.8%、「6日」が15.0%。利用したことがある回答者のほとんどが、毎日のようにこの制度を利用していることがわかる。

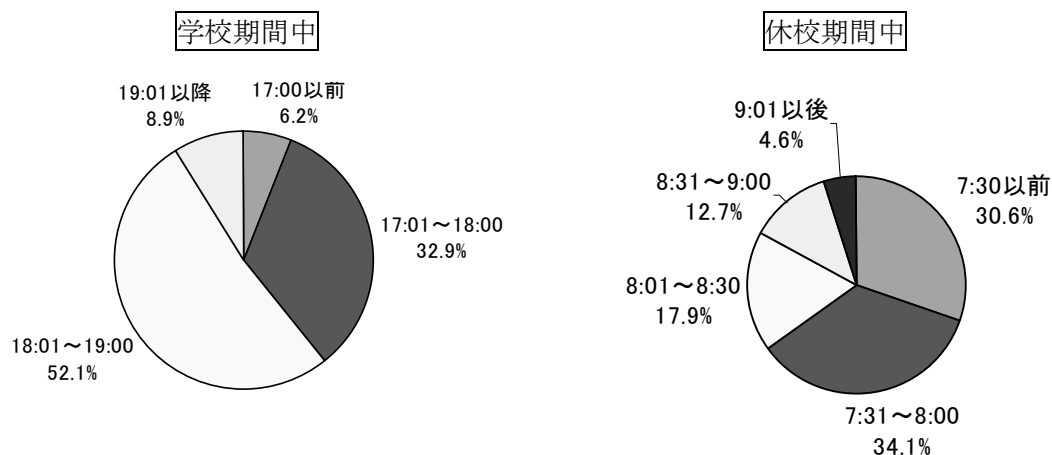


②今後、お子さんに「学童クラブ」を利用させたいと思いますか？

「今後、学童クラブを利用させる気持ちがあるか」を質問した。
4割近い回答者が「少しある」「大いにある」と答えている。

**③学童クラブの開設時間についてご希望はありますか？（学校期間中・休校中それぞれ）**

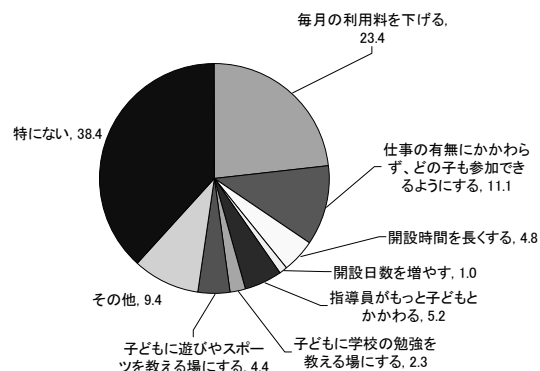
学期期間中の開設を望む声は31.2%、学校が休校期間（夏期休暇・冬季休暇など）の開設を望む声は36.9%であった。学期期間中の開設を望む人のほぼ全員（97.3%）が、休校期間中の開設を求めている。



続いて、学童クラブの開設を希望している人のみを抽出し、学期期間中、休校中の学童クラブ開設希望時間を質問した。学期期間中は、放課後～19:00までを希望する人が最も多かった。休校中の場合は、7:30以前の開始を求める声が全体の3割を占めている。これに8:00までの開始希望者を含めると全体の6割を軽く超えている（64.7%）。終了時間に関する希望は、やはり19:00とする声が最も多かった（44.4%）。

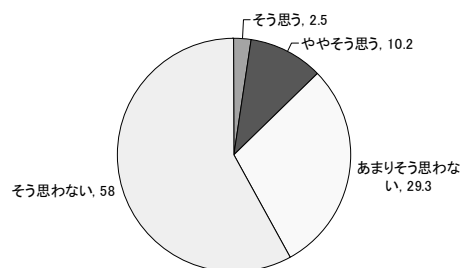
④学童クラブに今後期待することはありますか？

では、「開設時間を長くする」（4.8%）や「開設日数を増やす」（1.0%）といった選択肢を選んだ回答者は少なかった。この質問に対する回答としては「特にない」（38.4%）が最大多数を占めたように、学童クラブのあり方について、町民はおおむね満足しているようである。

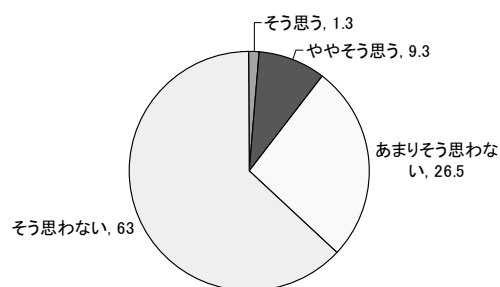


問9：ファミリーサポートセンター事業**(1)この事業を利用して、お子さんをあずけたいと思いますか？**

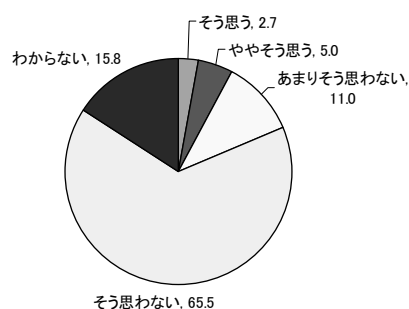
ファミリーサポートセンター事業があれば子どもをあずけたいと考える家庭は「そう思う」(2.5%)と「ややそう思う」(10.3%)を合わせると1割強の家庭が求めている。末子の年齢が「3歳～小学校入学前」と「小学校1～2年」の家庭で「そう思う」が若干多めである。

**(2)ほかの方のお子さんをあずかってみたいと思いますか？**

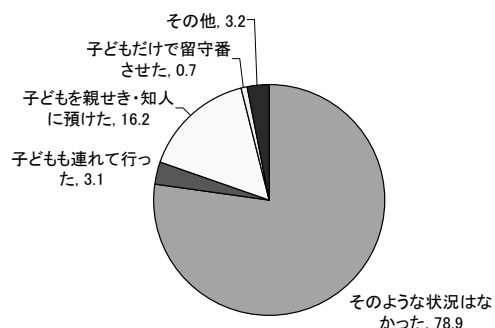
ファミリーサポートセンター事業があれば、子どもをあずかりたいという家庭は、「そう思う」(1.3%)と「ややそう思う」(9.3%)を合わせて1割程度で、需要に比べても若干少ない。回答には家族構成や子どもの年齢等では差がみられず、家庭の余裕があればあずかるということでもないようである。

**問10：ショートステイ（子育て短期支援）事業****(1)「ショートステイ事業」を利用したいと思いますか？**

ショートステイ事業があれば利用したい家庭は全体では「そう思う」(2.5%)と「ややそう思う」(4.9%)を合わせて1割に届かない。しかし、ひとり親家庭では「そう思う」(3.6%)、「ややそう思う」(10.7%)を合わせると1割を超え、必要を認める家庭が比較的多くみられる。

**(2)この1年間にご家庭の事情によって、お子さんを泊りがけであずけなければならないような状況がありましたか？（複数回答）**

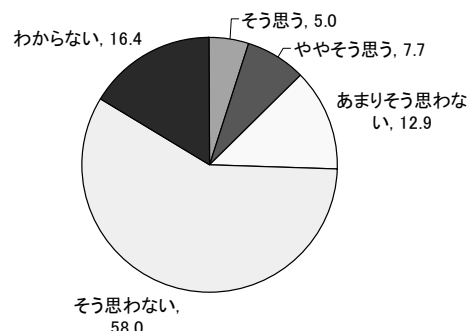
この1年間に子どもを泊りがけであずけなければならないような状況があった家庭は2割を超える。その際、「親せき・知人にあずけた」(16.2%)家庭が多い。そのうち宿泊数が「1泊」(6.9%)ですんだ家庭より、2泊以上の家庭のほうが多く、1割近くが一週間を超えている。やむを得ず、「子どもを連れていった」(3.1%)家庭もみられ、その半数は3日以上外泊している。また、「子どもたちだけで留守番させた」(0.7%)家庭もあり、そのうちの1件は、一番年上の子どもが「3歳～小学校入学前」であった。



問 11：トワイライトステイ（夜間養護等）事業

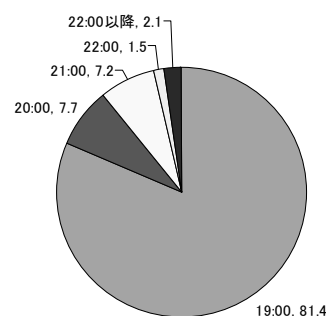
(1)「トワイライトステイ事業」を利用したいと思いますか？

トワイライトステイ事業があれば利用したい家庭は「そう思う」(4.5%)と「ややそう思う」(7.2%)を合わせると1割を超える。家族形態別に「そう思う」割合を比較すると、「ひとり親」(6.0%)を超えて「3世代」(9.2%)家族で最も需要が多いという結果がみられた。これは、3世代家族にも高齢者の介護等で突発的に夜間の一時預かりを必要とする家庭が少なくないことを示している。



(2)仕事で帰りが遅くなる場合、子どもだけしか家にいないのは何時くらいになりますか？

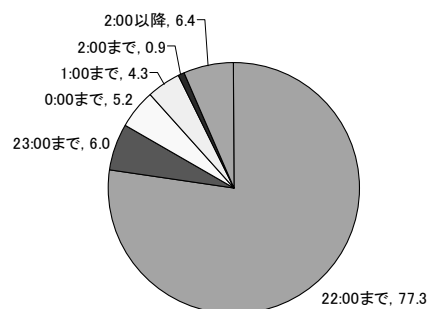
仕事で帰りが遅くなる時、19時過ぎまで子どもだけしか家にいない時間が2割程度みられる。さらに「21時以降」も1割以上みられる。



問 12：「夜間保育事業」についてご意見をおきかせください。

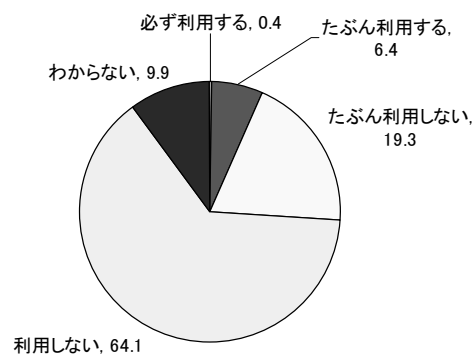
(1)保育施設には何時ごろまであずけたいと思いますか？

保育施設に22時過ぎまで預けたいという家庭は2割強あり、さらにその半数以上は0時を過ぎた保育を望んでいる。家庭形態別にみると、高齢者を抱えた家族と、ひとり親の家庭で比較的遅くまでの保育を望んでおり、両条件が重なった、ひとり親と祖父母からなる家庭では3割以上が22時を超えた保育を望んでいる。



(2)「夜間保育事業」を利用したいと思いますか？

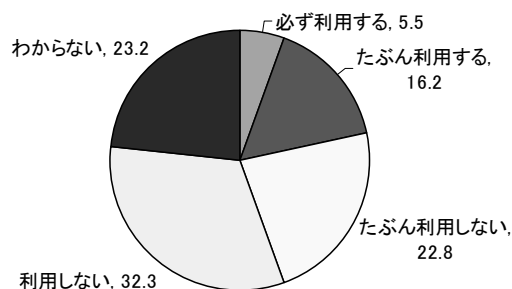
夜間保育事業を利用したい家庭は「必ず利用する」(0.4%)と「たぶん利用する」(6.4%)を合わせても1割に届かない。23時以降まで預けたいと考えている潜在需要に比べるとかなり低くなる。これは、介護等が目的で、預けることが収入につながらず、有料であることが負担増にしかならない家庭が含まれているからかもしれない。



問 13：「病児・病後保育事業」についてご意見をおきかせください。

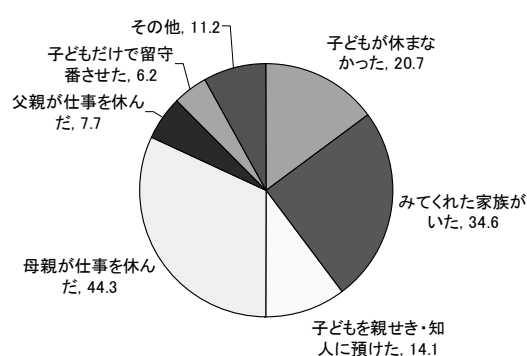
(1)「病児・病後保育事業」を利用したいと思いますか？

病児・病後保育事業の利用については、「必ず利用する」(5.6%)と「たぶん利用する」(16.4%)を合わせると2割を超え、他の事業に比べてとても重要が高い。現在保育施設に通っている子どもがいる家庭ではとくに重要が高く、「必ず利用する」(10.3%)だけで1割を超え、「たぶん利用する」(22.1%)を合わせると3分の1に近い家庭が利用に積極的である。



(2)この一年間に子どもが学校や、保育施設、幼稚園等を病気やけがで休んだ時、どのようにしましたか？(複数回答)

この1年間に「子どもが休まなかった」(20.7%)家庭は2割で、8割の家庭は子どもが休んだ経験がある。このときの対処として、「みてくれた家族がいた」(34.6%)ケースは3分の1程度で他は何らかの非常時の対処を行っている。その中では「母親が仕事を休んだ」(44.3%)場合が最も多く、次いで、「親せき・知人にあずけた」(14.1%)、「父親が仕事を休んだ」(7.7%)であり、「その他」(11.2%)の対処もとられている。「子どもだけで留守番させた」(6.2%)家庭もみられる。



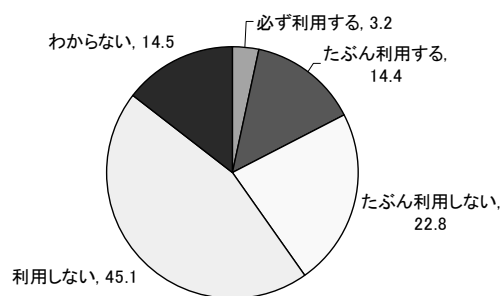
なお「子どもだけで留守番させた」家庭において留守番をした子どもの年齢は不明であるが、長子が未就学児の家庭は0件、小学校低学年の家庭が2件みられる。「父親が仕事を休んだ」家庭では、休んだ日数は最大10日、「母親が仕事を休んだ」日数は20日を超えた家庭が13件あり、最長は70日であった。

「子どもだけで留守番させた」日数は5日を超えるのが4件、最大20日であった。

問 14：「休日保育事業」についてご意見をおきかせください。

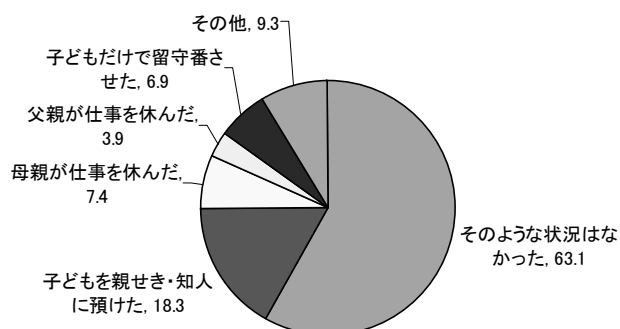
(1)「休日保育事業」を利用したいと思いますか？

休日保育事業についての需要は、「必ず利用する」(3.3%)と「たぶん利用する」(14.3%)を合わせると2割弱である。一番年下の子の年齢別にみると、年齢が低いほど需要は高く、小学校低学年以下の層では、「必ず利用する」と「たぶん利用する」が合わせて2割を超える状況になっている。



(2)この一年間に、日曜日や祝日に仕事などでお子さんを保護者があずけなければならないような状況がありましたか？（複数回答）

全体の36.9%で回答者の3分の1以上が、預けなければならない状況が生じている。このときの対処としては、「親せき・知人にあずけた」(18.3%)が最も多く、次いで「母親が仕事を休んだ」(7.4%)、「子どもだけで留守番をさせた」(6.9%)、「父親が仕事を休んだ」(3.9%)の順であり、「その他」(9.3%)の対処もとられていた。



なお「子どもだけで留守番させた」家庭において留守番をした子どもの年齢は不明であるが、長子が未就学児の家庭は0件、小学校低学年の家庭が2件みられる。

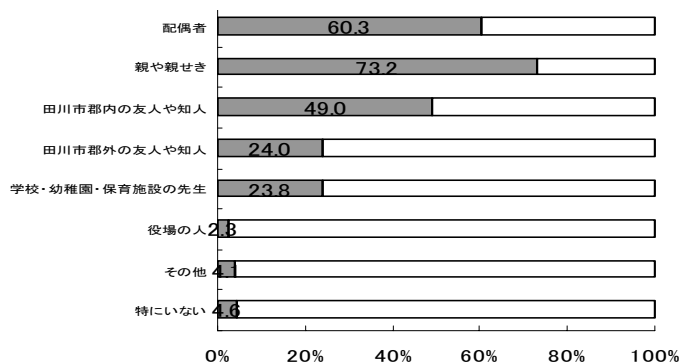
また「父親が仕事を休んだ」家庭では、休んだ日数は最長12日、「母親が仕事を休んだ」日数は最長は36日であった。「子どもだけで留守番させた」日数は10日を超えるのが3件あった。

最後に未設置事業に対する需要の比較をおこなった。「必ず利用する」と「たぶん利用する」または利用したいかという問いに対し「そう思う」と「ややそう思う」と回答した者を事業ごとに比較すると図のようになる。最も需要が多いのは病児病後保育であり、休日保育がそれに次いでいる。子どもの安全を守りながら、急に仕事を休むことを避けられる事業がより強く求められていると考えられる。

問 15：子育てを気軽に相談できる相手

子育てについて、あなたが気軽に相談できる方はいますか？（複数回答）

回答者のうち、子育てについて「親や親せき」に気軽に相談できると答えた人は、全体の4分の3近くに上った。また、6割の人が「配偶者」を相談できる相手として挙げた。また、半数の人が「田川市郡内の知人」を挙げ、約4分の1が「田川市郡外の知人」と「学校・幼稚園・保育施設の先生」を挙げた。しかし、「役場の人」と回答した人はかなり少数だった。「特にない」と答えた人は、4.6%だった。



家族や親戚に相談できる人が多かったことは、おおむね子どもにとって良好な家庭環境が整っていることを示すと考えられる。また、最も身近な子育ての専門家である学校等の先生を頼りにできる人も決して少なくなく、このような子育て環境を維持・発展できることが望まれよう。一方で、行政の専門家である役場職員は、あまり身近な存在ではないようである。役場まで相談に行くほどの悩みが生じないからなのか、それとも、悩みはあっても役場には行かないのかについては、今後の詳細な検討が望まれる。「特にいない」との回答が少数だったことは好ましいが、皆無ではないことにも十分留意する必要がある。

問 16： 現実に重視している時間と、理想として重視したい時間

・「仕事の時間」「家事・育児の時間」、「プライベートな時間」のバランスについておききます。

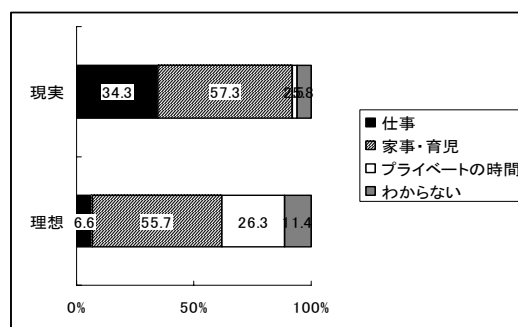
(1) 現実の生活では、あなたはどれをもっとも優先していると思いますか？

現実には、回答者の 5 割 5 部の人が、家事・育児を重視した過ごし方をしている。また、3 割以上の人が仕事の時間を重視して過ごしている。プライベートの時間を重視した生活をしている人は、極めて少数である。

(2) 理想を言えば、あなたはどれをもっとも優先したいですか？

理想として「家事・育児」の時間を重視したい人も、55%いる。理想として「仕事」の時間と答えた人は少なく、プライベートの時間を重視したい人は 4 分の 1 を超えている。

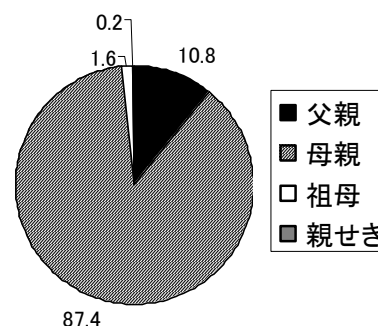
大きく捉えれば、「家事・育児」の時間については、現実と理想のギャップはないように見える。その一方で、現実では仕事を重視せざるを得ないけれども、理想的にはプライベートの時間をとりたい、という全体像が見て取れる。



問 17： 家族構成

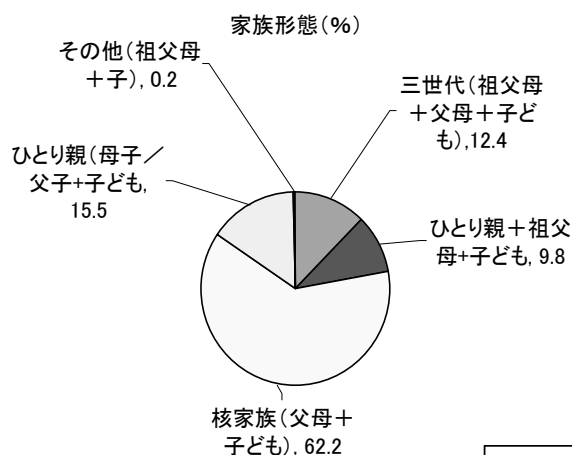
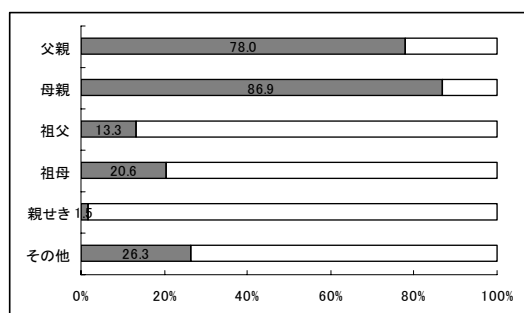
(1) 子どもからみた回答者の続柄？

このアンケートの回答者は、9 割近くが母親であり、約 1 割が父親だった。母親の割合は、(6)で質問した「主に子どもの身の回りの世話をしている人」の割合とほぼ一致しているので、今回の調査全体の結果は、日々の具体的な子育ての実態と意識をおおむね反映しているといえよう。



(2)子どもと同居している家族？（多重回答）

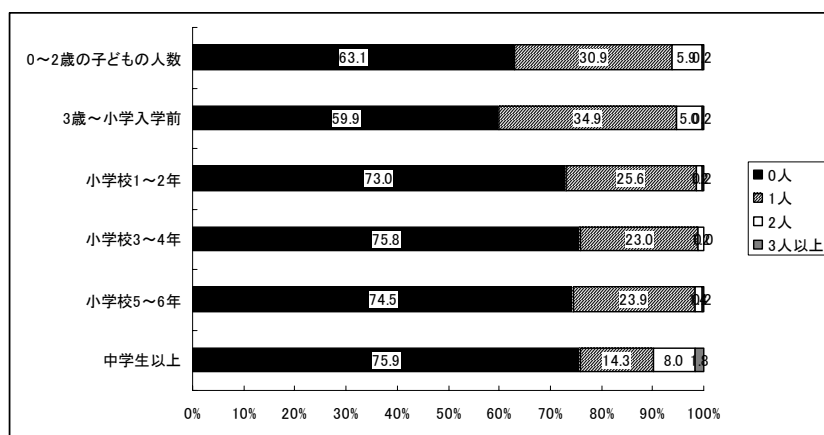
子どもと同居している親族を見ていったところ、9割弱は母親と同居し、8割弱は父親と同居している。決して低い割合ではないものの、父親と（または）母親と同居していない子どももそれなりに多い。この子どもが祖父母からの子育て援助を受けにくい場合、行政支援や地域社会による支援が大切となると考えられる。一方で、祖父と同居する子どもが1割を超え、祖母と同居する子どもが2割おり、親・祖父母・親戚以外の人と同居する子どもは4分の1を超えている。



家庭内の子どもの年齢層とその人数を見ると、回答者の家庭には、小学校就学前の子どもが複数人いる割合がそれなりに上ることが考えられる。家事・子育ての時間的・精神的余裕が少ないならば、行政や地域社会が担う役割が大切になるだろう。

なお、この設問の回答をもとに家族形態を割り出していった。回答拒否などで判別できなかった30ケースを除いた542ケースのうち、「三代同居」(祖父母+両親+子ども)のパターンが12.4%、「ひとり親+祖父母」(祖父母+ひとり親+子ども)が9.8%、「核家族」(両親+子ども)が62.2%、「ひとり親」(ひとり親+子ども)が15.5%、その他(祖父母+子)が0.2%であった。

(3)子どもの年齢や学年？（人数を回答）



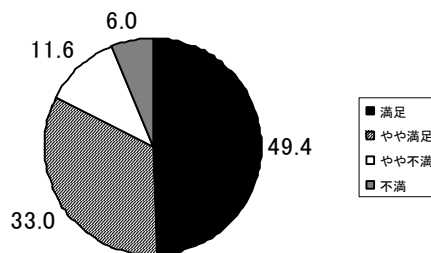
(4)現在、幼稚園や保育施設に通っているお子さんはおられますか？

回答者の家庭のうち、幼稚園に通園する子どもがいる家庭は1割強であり、保育施設に通所する子どもがいる家庭は4割弱である。問18への回答結果のように、大人の多くが仕事を持っていることを反映していると考えられる。

	いる	いない	合計
幼稚園に通っている子ども	13.0%	87.0%	100.0%
保育施設に通っている子ども	37.8%	62.2%	100.0%

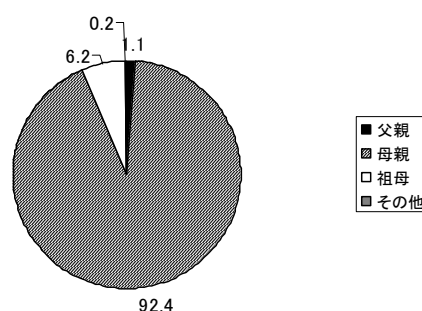
(5) 幼稚園や保育施設に対する満足度？

幼稚園や保育施設に対する満足度を見た。半数の回答者が「満足」と答えており、「やや満足」との回答と合わせると8割を超える。一方で、「やや不満」と答えた人が1割強、「不満」と答えた人が6%いた。おおむね、川崎町内の人は幼稚園・保育園に満足しているといえる。少なくとも顕著な問題点は存在しないと思われる。一方で、今後、不満を持つ人の具体的意見を分析、検討し、子育てへの行政支援に反映することが望まれる。



(6) お子さんの身の回りの世話を主にしているのはどなたですか。

子どもの身の回りの世話は母親がしている家庭が、9割を超えている。主に祖母がしている家庭は6%ほどであり、父親が行っている家庭は1%に過ぎない。一方で、問18への回答のとおり、母親の65%が、家事以外の仕事に従事している。母親が仕事と子育てを両立させる中で、子育てに関する悩みや問題が生じている可能性もある。

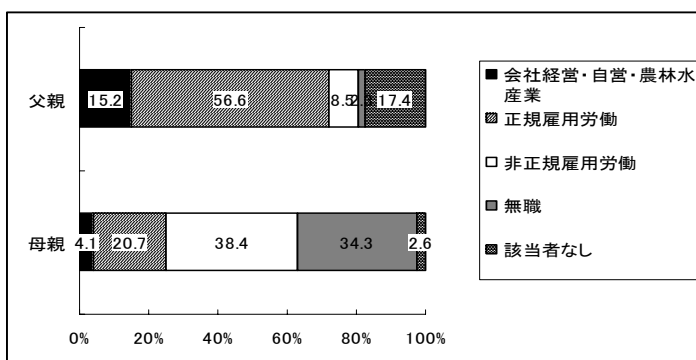


問18：父親・母親の職業形態と、正規雇用での就職希望

(1) 父親の職業形態（非正規雇用・無職の場合は正規雇用への希望も質問）

「該当者なし」を除外して、各回答の割合を算出すると、父親のうち86.9%が「会社・経営・経営・経営・経営」または「正規雇用労働」を占める。一方、非正規雇用労働は父親の10.3%、無職は2.8%を占める。

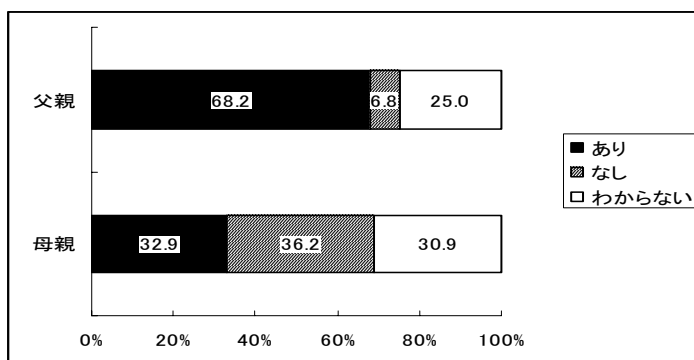
非正規雇用労働の人と無職の人が正規雇用での就職を希望する割合は、父親で7割近くを占める。一方で、正規雇用就職を希望しない父親は7%弱。



(2)母親の職業形態（非正規雇用・無職の場合は正規雇用への希望も質問）

母親のうち、「会社経営・自営・農林水産業」と「正規雇用労働」が占める割合は25.5%、非正規雇用労働が占める割合は39.4%、無職の占める割合は35.2%である。

非正規雇用労働の人と無職の人が正規雇用での就職を希望する割合は、母親は35%を超える。



※子育て世代には、雇用の需要に男女差がある。健全な就労・雇用環境は子育て支援の基盤をなすと考えられる。行き過ぎた格差を是正することは消費者を育てることにもつながる。とくに正規雇用の就職を希望する父親への就業を支える必要があるだろう。

資料 4

川崎町の子育て支援に関する調査 － 調査項目－

平成20年9月 川崎町役場

I 子育てについて

問1 子どもが小学校から帰ってきた時、自宅には大人の方がおられますか。

1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|-------|---------|----------|--------|-------------|
| 1. いる | 2. いるとき | 3. いないとき | 4. いない | 5. 小学生の子どもは |
| | が多い | が多い | | いない |

問2 以下のような経験がありますか（今されていることもふくみます）。あてはまると思うものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 1. 子ども会行事への参加 | 2. PTAの役員、子ども会の役員 |
| 3. 民間の子育てサークルへの参加 | 4. 子育てに関する勉強会・講演会への参加 |
| 5. 自治会・行政区の活動への参加 | 6. 地域のボランティア活動への参加 |
| 7. ベビーシッターや、育児を主な目的としたお手伝いさんを雇う | |
| 8. したことがない | |

問3 川崎町での子育て全般についておききします。それぞれ1つに○をつけてください。

(1) 川崎町での子育てはしやすい環境だと思いますか。

- | | | | |
|------------|-----------|--------------|-----------|
| 1. そう思う | 2. ややそう思う | 3. あまりそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. どちらでもない | | | |

(2) 子育ては楽しいと感じていますか、それともつらいと感じていますか。

- | | | | | |
|--------|----------|----------|--------|--------|
| 1. 楽しい | 2. どちらかと | 3. どちらかと | 4. つらい | 5. どちら |
| | いえば楽しい | いえばつらい | | でもない |

(3) 子育てをする中で、いちばん負担になっていることは何ですか。1つに○をつけてください。（特にない方は10に○をつけてください。）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. お金がかかりすぎる | 2. 身体的・体力的な疲れ |
| 3. 精神的な疲れ・ストレス | 4. 相談できる人がいない |
| 5. まわりの環境がよくない | 6. 子育てしながら働ける場所がない |
| 7. 公共施設・医療機関が遠い | 8. 公共交通機関の便がわるい |
| 9. その他（ | 10. 特にない |

II 子育て支援事業について

問4 川崎町では以下の事業をしています。どのくらい知っていますか。

それぞれ1つに○をつけてください。

内容をよく 知っている	内容を少し 知っている	名前を聞いた ことがある	全く知らない
----------------	----------------	-----------------	--------

- | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|
| (1) 通常保育事業 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2) 延長保育事業 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3) 一時保育事業 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (4) 地域子育て支援センター | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (5) 学童クラブ | 1 | 2 | 3 | 4 |
- （放課後児童健全育成事業）

問5 通常保育事業についておききします。

◆通常保育事業とは、昼間、家庭での保育ができないお子さんを保育施設で保育する制度です。利用料がかかります。

(1) お子さんが、通常保育事業を利用したことはありますか（1つに○）。

1. いま利用している	2. 利用したことがある	3. 利用したことがない
-------------	--------------	--------------

(2)～(4)へ

(5)～(6)へ

利用したことがある（している）方におききします

(2) どのくらいの期間、利用されていきましたか。お子さんの年齢でお答え下さい。

いま利用されている方は、開始年齢だけをお書きください。

() 歳 () ヶ月 ～ 小学校入学前まで（または () 歳）

(3) お子さんを、何時くらいまで保育施設にあずけておられますか。1つに○をつけてください。

1. 17:00まで	2. 18:00まで	3. 19:00まで	4. 19:00以降
------------	------------	------------	------------

(4) 何時まで、お子さんを保育施設にあずかってもらいたいですか。1つに○をつけてください。

1. 19:00まで	2. 20:00まで	3. 21:00まで	4. 22:00まで	5. 22:00以降
------------	------------	------------	------------	------------

(5) この制度を利用しない（しなかった）理由は何ですか。あてはまると思うもの3つまで○をつけてください。

1. とくに必要を感じない（なかった）	5. 利用時間があわない（あわなかった）
2. 保育所を利用する資格がない（なかった）	6. 保育料が高い（高かった）
3. 制度があることを知らなかった	7. 子どもがいやがる（いやがった）
4. 行きやすい場所に保育所がない（なかった）	8. その他 ()

(6) 可能であれば、この制度を利用したい（利用したかった）ですか（1つに○）。

1. そう思う	2. ややそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない
---------	-----------	--------------	-----------

回答後は(7)へ

(7) 全員におききします

今後、通常保育事業をあらたに利用する予定はありますか。1つに○をつけてください。

1. 予定がある	2. 予定がない	3. わからない
----------	----------	----------

問6 一時保育事業についておききします。

◆一時保育事業とは、急な用事などで、保育が必要な場合、一時的に保育施設で保育する制度です。
利用料がかかります。

(1) あなたのお子さんは、一時保育事業を利用したことがありますか (1つに○)。

1. いま利用している 2. 利用したことがある 3. 利用したことがない

(2)へ

(3)へ

(2) どのくらいの期間、利用されていきましたか。お子さんの年齢でお答え下さい。

いま利用されている方は、開始年齢だけをお書きください。

() 歳 () ヶ月 ~ 小学校入学前まで (または () 歳)

(3) この制度を利用しない (しなかった) 理由は何ですか。あてはまるところ(複数回答可)

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. とくに必要を感じない (なかった) | 2. 制度があることを知らなかった |
| 3. 行きやすい場所に保育所がない (なかった) | 4. 利用時間があわない (あわなかった) |
| 5. 利用料が高い (高かった) | 6. 子どもがいやがる (いやがった) |
| 7. その他 () | 回答後は(4)へ |

利用したことがある (している) 方におききします

(4) 今後、一時保育事業を利用する予定がありますか。1つに○をつけてください。

1. 予定がある 2. 予定がない 3. わからない

(5) 月額で一時保育を定期的に利用したいと思いませんか。1つに○をつけてください。ご希望がある場合は月に利用したい日数と、1日に利用したい時間を書いてください。

1. 希望あり → 1ヶ月に 日 (1日に 時間) 2. 希望なし

問7 「地域子育て支援センター事業」についておききします。

◆地域子育て支援センター事業とは、保護者たちの意見交換や、子どもたちと交流を深める場所で、子育て支援に関する情報を聞いたり、子育てに関する相談をすることができる制度です。

(1) あなたとお子さんは、地域子育て支援センター事業を利用したことがありますか。1つに○をつけてください。

1. 利用したことがある (利用している) 2. 利用したことはない

問8 学童クラブ (放課後児童健全育成事業) についておききします。

◆「学童クラブ」とは、小学校の施設などを利用して、保護者が日中不在の児童に、居場所を提供する制度です。利用料がかかります。

(1) お子さんは、「学童クラブ」を利用したことがありますか (1つに○)。

1. 利用したことがある (利用している) 2. 利用したことはない

一週間あたり何日くらい利用していますか → 週 () 日程度

(2) 今後、お子さんに「学童クラブ」を利用させたいと思いませんか。1つに○をつけてください。

1. 全くない 2. あまりない 3. 少しある 4. 大いにある 5. わからない

(3) 「学童クラブ」の開設時間についてご希望はありますか。学期期間中・休校中 (夏休みなど) のそれぞれに1つ○をつけてください。ご希望がある場合は具体的な時間も書いてください。

学期期間中	1. 希望あり → 放課後 ~ () 時 () 分	2. 希望なし
休校中 (夏休みなど)	1. 希望あり → () 時 () 分 ~ () 時 () 分	2. 希望なし

- (4) 「学童クラブ」に今後希望することはありますか。あてはまると思うものを3つまで○をつけてください。(特にない方は9に○をつけてください。)

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1. 毎月の利用料を下げる | 4. 開設日数を増やす |
| 2. 仕事の有無にかかわらず、どの家の子どもも参加できるようにする | 5. 指導員がもっと子どもとかかわる |
| 3. 開設時間を長くする | 6. 子どもに学校の勉強を教える場にする |
| 7. 子どもに遊びやスポーツを教える場にする | 8. その他 () |
| 9. 特にない | |

問9 「ファミリーサポートセンター事業」についてご意見をおきかせください。

- ◆「ファミリーサポートセンター事業」とは、児童・生徒がいるご家庭の方が、必要に応じて子どもをあずけたい方とあずかりたい方のグループの運営・連絡・紹介をおこなう制度です。子どもをあずける方は、あずかってもらう方に利用料を支払います。

- (1) この事業を利用して、お子さんをあずけたいと思いますか (1つに○)。

- | | | | |
|---------|-----------|--------------|-----------|
| 1. そう思う | 2. ややそう思う | 3. あまりそう思わない | 4. そう思わない |
|---------|-----------|--------------|-----------|

- (2) ほかの方のお子さんをあずかってみたいと思いますか (1つに○)。

- | | | | |
|---------|-----------|--------------|-----------|
| 1. そう思う | 2. ややそう思う | 3. あまりそう思わない | 4. そう思わない |
|---------|-----------|--------------|-----------|

問10 「ショートステイ(子育て短期支援)事業」についてご意見をおきかせください。

- ◆「ショートステイ事業」とは、ご家庭の事情によって子育てが困難になった時に、児童養護施設・保育施設などに一時的に一週間程度あずけることができる制度です。利用料がかかります。

- (1) 「ショートステイ事業」を利用したいと思いますか。1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|---------------|----------------|-----------------|----------|----------|
| 1. 必ず
利用する | 2. たぶん
利用する | 3. たぶん
利用しない | 4. 利用しない | 5. わからない |
|---------------|----------------|-----------------|----------|----------|

- (2) この一年間にご家庭の事情によって、お子さんを泊りがけで家族以外にあずけなければならないことがありましたか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。(なかった場合は、5に○をつけてください。)

- | | | |
|----------------------|-----|---|
| 1. 親族・知人にあずけた | () | 泊 |
| 2. 仕方なく子どもも同行させた | () | 泊 |
| 3. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた | () | 泊 |
| 4. その他 () | () | 泊 |
| 5. なかった | | |

問11 「トワイライトステイ(夜間養護等)事業」についてご意見をおきかせください。

- ◆「トワイライトステイ事業」とは、仕事などで保護者の帰宅が遅い時、夜間一時的に子どもを児童養護施設・保育施設などにあずけられるようにする制度です。利用料がかかります。

- (1) 「トワイライトステイ事業」を利用したいと思いますか。1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|---------------|----------------|-----------------|----------|----------|
| 1. 必ず
利用する | 2. たぶん
利用する | 3. たぶん
利用しない | 4. 利用しない | 5. わからない |
|---------------|----------------|-----------------|----------|----------|

- (2) 仕事で帰りが遅くなる場合、自宅に帰着くのは何時くらいになりますか。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|------------|
| 1. 19:00 | 2. 20:00 | 3. 21:00 | 4. 22:00 | 5. 22:00以降 |
|----------|----------|----------|----------|------------|

問12 「夜間保育事業」についてご意見をおきかせください。

◆「夜間保育事業」とは、夜間、家庭で保育ができないお子さんを保育施設で保育する制度です。利用料がかかります。

(1) 保育施設は何時ごろまであずけたいと思いますか。1つに○をつけてください。

1. 22:00まで 2. 23:00まで 3. 0:00まで 4. 1:00まで 5. 2:00まで 6. 2:00以降

(2) 「夜間保育事業」を利用したいと思いますか。1つに○をつけてください。

1. 必ず 2. たぶん 3. たぶん 4. 利用しない 5. わからない
利用する 利用する 利用しない

問13 「病児・病後児保育事業」についてご意見をおきかせください。

◆「病児・病後児保育事業」とは、仕事をしているご家庭の子どもが体調をくずした場合、しばらくの間、看護師がいる保育施設にあずける制度です。利用料がかかります。

(1) 「病後・病後児保育事業」を利用したいと思いますか。1つに○をつけてください。

1. 必ず 2. たぶん 3. たぶん 4. 利用しない 5. わからない
利用する 利用する 利用しない

(2) この一年間に子どもが学校や、保育施設、幼稚園等を病気やケガで休んだことがありましたか。その時、あなたはどのようにしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。(なかった場合は、6に○をつけてください。)

1. 父親が仕事を休んだ (日) 5. その他 ()
2. 母親が仕事を休んだ (日) 6. なかった
3. 親族・知人にあずけた (日)
4. しかたなく子どもだけで留守番をさせた (日)

問14 「休日保育事業」についてご意見をお聞かせください。

◆「休日保育事業」とは、日曜日や祝日に、家庭で保育ができないお子さんを保育施設で保育する制度です。利用料がかかります。

(1) 「休日保育事業」を利用したいと思いますか。1つに○をつけてください。

1. 必ず 2. たぶん 3. たぶん 4. 利用しない 5. わからない
利用する 利用する 利用しない

(2) この一年間に、日曜日や祝日に仕事などでお子さんを家族以外にあずけなければならなくなったことがありましたか。

その時、あなたはどのようにしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数を記入してください。(なかった場合は、6に○をつけてください。)

1. 父親が仕事を休んだ (日) 5. その他 ()
2. 母親が仕事を休んだ (日) 6. なかった
3. 親族・知人にあずけた (日)
4. しかたなく子どもだけで留守番をさせた (日)

Ⅲ あなたご自身（記入者）について

できるだけ正確にお答えください。みなさんのプライバシーはきちんとお守りします。

問 15 子育てについて、あなたが気がるに相談できる方はいますか。あてはまるところ**すべてに○**をつけてください。特にいない方は8に○をつけてください。

- | | | |
|----------------|------------------|----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 親や親戚 | 3. 田川市郡内の友人・知人 |
| 4. 田川市郡外の友人・知人 | 5. 学校・幼稚園・保育所の先生 | 6. 役場の人 |
| 7. その他（ ） | 8. 特にいない | |

問 16 「仕事の時間」、「家事・育児の時間」、「プライベートな時間」（趣味など、自分のために使う時間）のバランスについておききします。

(1) 現実の生活では、あなたはどれをもっとも優先していると思いますか。1つに○をつけてください。

- | | | | |
|----------|-------------|--------------|----------|
| 1. 仕事の時間 | 2. 家事・育児の時間 | 3. プライベートな時間 | 4. わからない |
|----------|-------------|--------------|----------|

(2) 理想を言えば、あなたはどれをもっとも優先したいですか。1つに○をつけてください。

- | | | | |
|----------|-------------|--------------|----------|
| 1. 仕事の時間 | 2. 家事・育児の時間 | 3. プライベートな時間 | 4. わからない |
|----------|-------------|--------------|----------|

問 17 あなたのご家族についておききします。

(1) お子さんから見て、あなたはどんな関係になりますか。1つに○をつけてください。

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1. 父親 | 2. 母親 | 3. 祖父 | 4. 祖母 | 5. 親せき | 6. その他 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|

(2) いま、あなたが住んでいる家に同居している方**すべてに○**をつけてください（続柄はお子さんから見た場合です）。

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 1. 父親 | 2. 母親 | 3. 祖父 | 4. 祖母 | 5. 親せきの人 | 6. その他の人 |
|-------|-------|-------|-------|----------|----------|

(3) お子さんの年齢や学年を、具体的な人数でお書き下さい。

- | | | | |
|------------|------|--------------|------|
| 1. 0～2歳 | ()人 | 2. 3歳～小学校入学前 | ()人 |
| 3. 小学校1～2年 | ()人 | 4. 小学校3～4年 | ()人 |
| 5. 小学校5～6年 | ()人 | 6. 中学生以上 | ()人 |

(4) 現在、幼稚園や保育施設に通っているおさんはおられますか。

いる いない

- a. 幼稚園に通っている子ども……………1……………2
b. 保育施設に通っている子ども……………1……………2

(5) おさんが通っている保育施設や幼稚園について、あなたは満足していますか。1つに○をつけてください。通っている子どもがいない方は5に○をつけてください。

- | | | | | |
|-------|---------|---------|-------|-----------------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 3. やや不満 | 4. 不満 | 5. 通っている子どもはいない |
|-------|---------|---------|-------|-----------------|

(6) おさんの身の回りの世話を主にしている方は誰ですか。1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 父親 | 2. 母親 | 3. 祖父 | 4. 祖母 | 5. その他（ ） |
|-------|-------|-------|-------|-----------|

問18 ご両親のお仕事についておききします。それぞれ1つに○をつけてください。

(1) 父親	1. 会社・商店などを経営している（農林水産業を含む） 2. 正規雇用（正社員）で働いている 3. 非正規雇用（パート、アルバイトなど）で働いている 4. 今は仕事についていない 5. あてはまる人がいない（離婚・死別など）
--------	--

正規雇用（正社員）での就職を考えておられますか

1. はい 2. いいえ 3. わからない

(2) 母親	1. 会社・商店などを経営している（農林水産業を含む） 2. 正規雇用（正社員）で働いている 3. 非正規雇用（パート、アルバイトなど）で働いている 4. 今は仕事についていない 5. あてはまる人がいない（離婚・死別など）
--------	--

正規雇用（正社員）での就職を考えておられますか

1. はい 2. いいえ 3. わからない